

首都圏外郭放水路 (埼玉県)

春日部市周辺は、土地が低く洪水が起きやすい。首都圏外郭放水路は川の水を地下に取り込み、水量にゆとりのある江戸川へ放出して洪水被害を防いでいる。

第2号

2024年10月

# 地歴・公民最新資料

## INDEX

### 防災特集

特集 ① ● 地理

自然災害の備えについて ～防災気象情報の利用～… 2  
気象庁 総務部企画課 地域防災企画室

特集 ② ● 歴史

稲むらの火・濱口梧陵の防災思想は危機管理の一つ… 8  
稲むらの火の館館長 崎山 光一

特集 ③ ● 公民

高等学校における防災・保険教育について…………… 13  
一般社団法人日本損害保険協会 業務企画部  
啓発・教育・防災グループ グループリーダー 田中 裕司

### 実践報告

報告 ④ ● 歴史

重層的な学びをめざす「世界史探究」の単元構成  
～古代ギリシア・ローマを事例に～…………… 18  
福井県立若狭高等学校教諭 松村 一太郎

報告 ⑤ ● 公民

ボートマッチを活用した授業実践のススメ  
～教育基本法第14条の実質化に向けて～…………… 23  
日本航空高等学校教諭 加藤 輝

1 はじめに

日本はその国土の地理的・地形的・気象的な条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が各地で発生しています。近年では、平成23年東北地方太平洋沖地震や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の大規模な災害が発生しました。2023年には梅雨前線の停滞等により5月下旬～7月下旬にかけて全国各地で大雨が発生、2024年には能登半島が大地震や豪雨に見舞われるなど、ここ2年でも各地で被害が生じています。

今回は、「地理総合」の学習指導要領の大項目Cにある「地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害の備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること」の一助となるよう、自然現象とそれによりもたらされる災害について紹介するとともに、気象庁から発表する防災気象情報について解説します。ぜひ、自分事として捉え、自発的に避難行動を取れるようご指導をお願いします。

2 自然現象ともたらされる災害

① 大雨による災害

降った雨は、地中にしみ込む、地表面を流れるなどして川に集まります。大雨時には、地中にしみ込んだ雨が「土砂災害」を、地表面に留まった雨は「浸水害」をもたらします。また、川に集まった雨が河川を増水させ「洪水災害」を引き起こすこともあります。

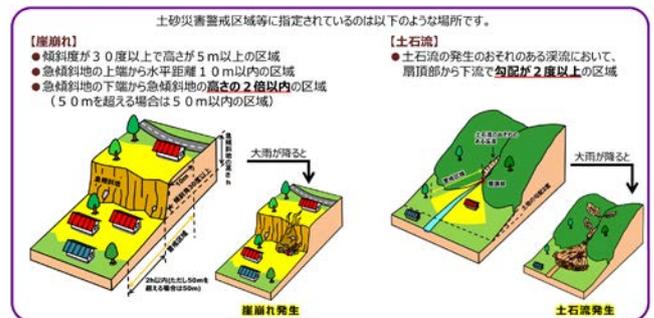
【土砂災害】

土砂災害は、建物に壊滅的な被害をもたらす一瞬のうちに人命や住宅等の財産を奪ってしまう恐ろしい災害です(写真1参照)。山腹や川底の石や土砂が集中豪雨等によって一気に下流へ押し流される現象を土石流といいます。また、山の斜面や自然の急傾斜の崖、人工的な造成による斜面が突然崩れ落ちることを崖崩れといいます。

急傾斜地の溪流の付近など、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる場所は、都道府県により土砂災害警戒区域等に指定されています(図2参照)。このように土砂災害の発生しやすい場所は決まっていますので、ハザードマップや地形分類図を参照して住宅等が土砂災害警戒区域等に当たるかどうか、あらかじめ確認することが重要です。なお、これらの区域等に当たる場合、大雨時に土砂災害のおそれがある際には立退き避難が必要となります。



▲写真1 平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害



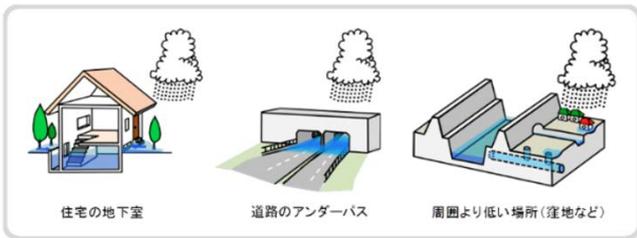
▲図2 土砂災害警戒区域に指定される場所の例【浸水害】

大雨による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝等があふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる災害を浸水害といいます。

住宅の地下室や道路のアンダーパスでは、雨水の留まりうる体積が小さいため、浸水や冠水の深さが、周囲より早い段階から短時間のうちに急激に上昇する傾向があります(写真3、図4参照)。大雨時にはこれらの場所に近づかないことが大切です。また、周囲より低い場所にある家屋では、短時間強雨による床上浸水や床下浸水等の浸水害が発生する危険性があります。



▲写真3 冠水したアンダーパス



▲**図4** 浸水害で命に危険が及ぶおそれがある場所

【洪水災害】

大雨や融雪等を原因として、河川の流量が増加することによって堤防の侵食や決壊、橋の流出等が起こる災害を洪水災害といいます(写真5参照)。

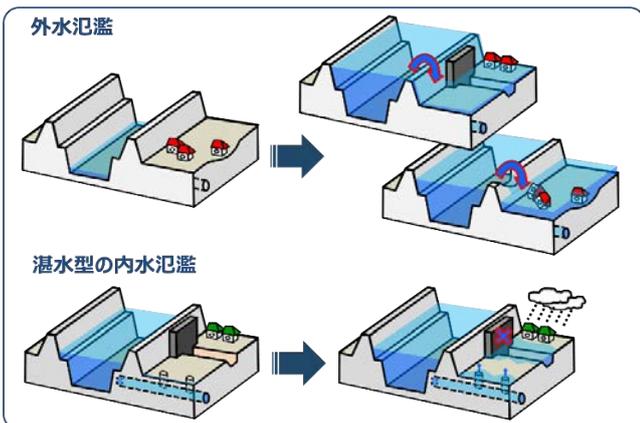
河川の増水を起因とする災害には、河川の水位が上昇し堤防を越えたり、破堤したりするなどして堤防から水があふれる災害(外水氾濫)と、河川の水位が高くなることで周囲の支川や下水道から水があふれる災害(湛水型の内水氾濫)とがあります(図6参照)。

大河川では雨が止んだ後に増水し、時間差で外水氾濫が発生することがあります。また、特に山間部等を通る中小河川では、流域面積が狭く、勾配が急であるため、流れが速くなりやすく、大雨が降ると急激な増水を伴うという特徴があります。山間部等の流れの速い中小河川等においては、水流によって川岸が削られるなどして家屋が押し流されたり、最上階の床の高さまで浸水することもあり、洪水で命に危険が及ぶおそれがあります。

河川の水位が上昇するより前の早い段階から、早めの避難を心がけることが大切です。



▲**写真5** 平成28年台風10号による岩手県岩泉町の洪水被害



▲**図6** 外水氾濫と湛水型の内水氾濫の模式図

② 地震や津波、火山による災害

日本は、世界有数の地震大国で、これまで多くの地震や津波による災害を経験してきました。また、111の活火山を抱える世界有数の火山国でもあります。

【地震災害】

地球の表面は複数の岩盤(プレート)に覆われています。これらの岩盤同士が押し合うことなどにより溜まったひずみを解消するために、弱面である断層が急激にずれ動くことを地震といいます。地震は、建物倒壊、火災の発生、土砂崩れ、液状化現象を引き起こすことがあります。

関東大震災(1923年)では、炎を巻き込んだ竜巻状の空気の渦(火災旋風)が発生し、その猛烈な炎と風によって急速かつ広範囲の火災延焼を引き起こし、大きな被害をもたらしました。また、阪神・淡路大震災(1995年)では、阪神高速道路の一部や多くの住宅が倒壊したり、神戸市中心部で大規模な火災が発生したりするなどの被害が出ました(写真7参照)。

東日本大震災(2011年)では、震度7を観測した地域だけでなく、長周期地震動により、震源から遠く離れた大阪市等の高層ビル上層階でも大きな揺れ等が起きました。また、東京湾岸地域では液状化現象により大きな被害が出ました。能登半島地震(2024年)では、強い揺れによる家屋の倒壊が多かったほか、土砂崩れ等で半島内の道路が寸断され多くの集落が孤立したり、地盤の隆起により海が後退して漁業者等が大きな影響を受けたりしました。

いつ揺れに見舞われても身を守ることができるように、屋内・屋外問わず周囲の状況や避難経路を確認し、日頃から揺れに備えることが重要です。また、住宅や建築物の耐震化を図ることも必要です。



▲**写真7** 阪神・淡路大震災における被害

【津波災害】

津波は、風によって生じる波浪とは異なり、数分から十数分間隔で押し引きを繰り返す、陸上を襲った場合には人や建物を押し流し、風景を一変させるほどの被害となることがあります。

東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸を巨大な津波が襲来し、甚大な被害をもたらしました(写真8参照)。

## ① 大雨による災害

平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次いで、1府13県で200名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が発生しました。この災害の振り返りにおいて、「地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員が限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策・ソフト対策に限界があること」が指摘され、「防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要がある」とされました(中央防災会議 防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」(2018))。これを踏まえ、「自らの命は自らが守る」、「行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援」するとの考えのもと、災害発生の危険度ととるべき避難行動を住民が直感的に理解できるよう、内閣府において5段階の警戒レベルが導入されました。気象庁は、注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報等、気象、土砂災害、高潮、波浪及び洪水に関する様々な情報(以下「防災気象情報」という)を段階的に発表して災害への警戒を呼びかけており、これらの防災気象情報は、各警戒レベルに相当する情報(警戒レベル相当情報)として位置づけられています(図10参照)。

## 【いつ避難するかを判断する】

警戒レベルは、災害発生の危険度が高くなるほど数字が大きくなり、5が最大です。

警戒レベル3「高齢者等避難」が自治体から発令された場合は、避難に時間のかかる高齢者や障害者、その支援者は危険な場所から避難することが求められます。また、それ以外の人も、普段の行動を見合わせたり避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難したりすることが求められます。大雨警報や洪水警報が、警戒レベル3に相当する情報です。

警戒レベル4「避難指示」が発令された際には、危険な地域にいる人は全員速やかに避難行動をとる必要があります。土砂災害警戒情報が、警戒レベル4に相当する情報です。警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されてからでは安全な避難が難しい状況となりますので、早めの避難行動を心がけましょう。

多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくても、河川の水位情報や後述のキキクル等を用いて、自ら避難の判断を行うことが肝要です。

## 【危険な場所を確認する】

大雨警報や注意報は気象庁が発信するPush型の情報であり、発表されればテレビ・ラジオ等で見聞きすることが

津波は、地震の直後に襲来することがあります。海岸部で揺れを感じたら、可能な限り高い場所(近くの高台や津波避難タワー、津波避難ビル等)へ避難してください。

津波の災害から身を守るためには、日頃から津波に関する情報を収集したり、津波ハザードマップ等で家の周りの安全な避難場所を確認しておくことが重要です。



▲写真8 東日本大震災における被害

## 【火山災害】

火山は、生活に恵みを与えてくれる一方で、時として大きな災害を引き起こします。

災害の要因となる主な火山現象には、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰、火山ガス等があります。

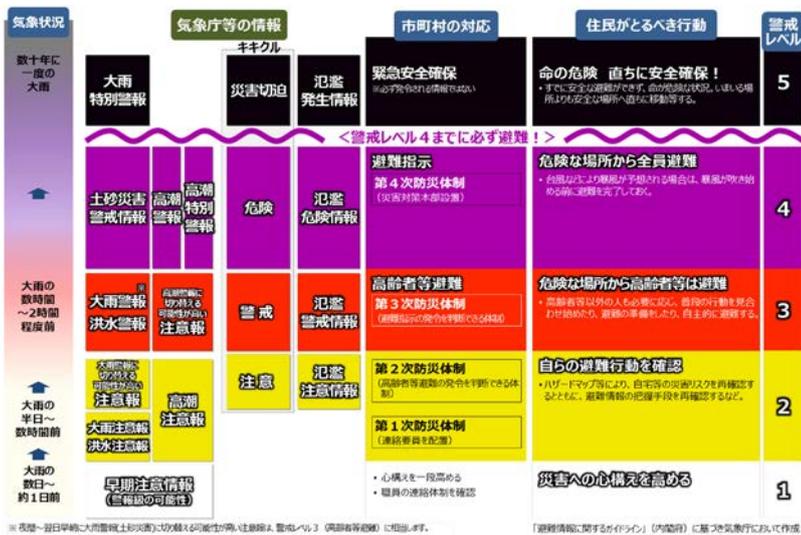
特に、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流は、噴火に伴って発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、防災対策上重要度の高い火山現象として位置づけられています。

2014年9月27日の御嶽山噴火では、山頂南西の地獄谷付近で水蒸気噴火が突如発生し、1km程度の範囲に大きな噴石が飛散しました(写真9参照)。また、火砕流も発生し地獄谷を約3km流れ下りました。この噴火により、火口周辺にいた多くの登山者が被災しました。

火山災害時は、事前の迅速な避難が、人的被害の有無を大きく左右します。火山防災マップを見て、噴火警戒レベルに対応する危険な場所、避難場所や避難経路を確認しておくことが重要です。また、地元の市町村から指示があった場合は、それに従ってください。



▲写真9 御嶽山の噴火の様子



▲図10 防災気象情報と対応する警戒レベル

### キキクル（危険度分布）とは

- ▶ 雨による災害の危険度を地図上にリアルタイム表示（気象庁ホームページ上で10分ごとに更新）
- ▶ 土砂災害・浸水害・洪水害それぞれの危険度を5段階に色分けして表示



▲図11 キキクル



▲図12 キキクルの色に応じた避難行動

できます。しかし、それらの情報だけでは、大雨や洪水による災害の危険が「どこで」「どの程度切迫しているか」の詳細を知ることは困難です。これらの詳細を知るためには、気象庁ホームページを閲覧していただき、Pull型の情報であるキキクルを確認いただくという能動的な情報収集が必要です。キキクルは、雨による災害の危険度を地図上にリアルタイム表示するもので、10分ごとに更新しています(図11、12参照)。土砂災害、浸水害、洪水災害のそれぞれの危険度を、前述の警戒レベルと同じ5段階に分けて、警戒レベルと同じ色分けで表示します。テレビ・ラジオ等で警報等を見聞きした場合には、どこで危険が迫っているか、気象庁ホームページのキキクルを確認してください。そのようにしていただくことで、主体的に避難するという行動に繋がるのが期待されます。

気象庁では、より迅速に最新の情報をお届けするため、あらかじめ登録しておいた地域で危険度が上がった旨を自動で通知するPush型通知サービスも、民間事業者と連携して提供しています。平時からPush型通知サービスを登録しておき、いざというときの避難や防災行動の判断に活用してください。

### ② 地震や津波、火山による災害

いつ、どこで起こるか分からない地震や津波について、その発生をできるだけ早く伝え、身を守る行動がとれるよう、気象庁では、地震による強い揺れが来るときには緊急地震速報を、津波による災害の発生が予想されるときには津波警報等を発表しています。また、火山活動の状況によって噴火警報や噴火警戒レベルを発表します。

これらの情報を見聞きしたときには、素早い判断で身を守る行動をとることが重要です。

#### 【緊急地震速報】

緊急地震速報は、大きな地震が発生したときに、地震の発生直後に地震計で捉えた観測データを素早く解析して、震源や地震の規模(マグニチュード)、予想される揺れの強さ(震度)を自動計算し、強い揺れがくることを事前に知らせる警報です(図13参照)。緊急地震速報は、最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対して発表します。

地震の揺れを感じた場合、あるいは緊急地震速報を見聞きした場合は、慌てずまずは身の安全を確保してください(図14参照)。

屋内にいるときには、家具の移動や落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下等に隠れてください。屋外にいるときには、ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒、ビルの壁や看板、割れた窓ガラス等の落下に注意して、建物から離れてください。



▲図13 緊急地震速報の仕組み



▲図14 地震が発生した場合の対応

【津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報)】

気象庁では、地震の発生に伴って津波による災害の発生が予想される場合、津波の高さに応じて大津波警報、津波警報、津波注意報を発表します。地震発生後およそ3分間で、地震の規模や位置を推定し、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報等の第1報を発表することとしています。

地震を感じていなくても、大津波警報・津波警報を見聞きしたら、可能な限り高い場所(近くの高台や津波避難タワー、津波避難ビル等)へ避難してください(図15参照)。津波注意報が発表された場合は、海から上がっていち早く海岸から離れてください。また、震源が陸地に近くと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがありますので、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、津波警報等の発表を待つことなく、すぐに避難を開始してください。

津波は一度だけでなく複数回にわたり襲来し、第一波よりも第二波や第三波といった後から襲来する波の方が高い場合もあります。また、地震発生後、数時間経ってから最大波が観測されることもあります。過去には、第一波が引いた後、家に戻り、被害に遭われた方もいます。いったん波が引いても、津波警報等が解除されるまでは避難を継続してください。

いつ津波が発生しても身を守ることができるように、日頃から危険な場所や避難場所を確認するなど備えることが

重要です。

マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合は、地震の規模を正確に把握するまでに時間がかかります。そのため、第1報では予想される津波の高さを、大津波警報のときは「巨大」、津波警報のときは「高い」という定性的な言葉で発表することとしており(図16参照)、東日本大震災のような巨大地震の場合に、「巨大」や「高い」という表現で津波警報等を発表します。発表された場合は、非常事態ですのどにかく直ちに逃げる判断が必要です。

津波警報等は、気象庁の発表を受けて直ちに各地方自治体に設置してある防災行政無線や、テレビ・ラジオのほか、携帯電話やスマートフォンの緊急速報メール等で伝えられます。携帯電話・スマートフォンで緊急速報メールを受信するには、あらかじめ受信の設定が必要な場合がありますので確認が必要です。

|       | 予想される津波の高さ<br>数値での発表<br>(発表基準) | 巨大地震の<br>場合の表現 | とるべき行動  | 想定される被害  |
|-------|--------------------------------|----------------|---|--|
| 大津波警報 | 10m超<br>(10m<高さ)               | 巨大             | 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。<br><br>ここなら安心と思わず、より高い場所を目標して避難しましょう！ | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br><br>(10mを超える津波により木造家屋が流失) |
|       | 10m<br>(5m<高さ<10m)             |                |   |  |
|       | 5m<br>(3m<高さ<5m)               |                |   |  |
| 津波警報  | 3m<br>(1m<高さ<3m)               |                | 津波の高さが低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。  | 浸水被害(2003年)  |
| 津波注意報 | 1m<br>(20cm<高さ<1m)             | (表記しない)        | 海の中にいる人は、ただちに海から上って、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に近づいたり海岸に近づいたりしないでください。   | 海の中では人は強い流れに巻き込まれる。警備いかだが流失し小型船舶が転覆する。                     |

▲図15 津波警報等の種類と、とるべき行動



▲図16 津波警報等の情報発表の流れ

【巨大地震に備える】

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフ沿いで概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。気象庁は南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせする「南海トラフ地震臨時情報」等の「南海トラフ地震に関連する情報」を運用しています。「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、改めて事前の備えを確認しておくことに加え、政府や地方公共団体からの呼びかけ等に応じた防災対応をとることが大切です。

日本海溝・千島海溝沿いでは過去に巨大地震が繰り返し発生しており、大きな地震の後に、さらに大きな地震が発生した事例もあります。大きな地震が発生すると、それに

続く次の地震(後発地震)の発生の可能性が、平時より高まると考えられます。このため、2022年12月から、想定震源域及びその周辺でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合には、気象庁は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表することとしています。この情報を見聞きしたら、地震への備えの再確認と、後発地震の発生時にすぐに津波から避難できる準備をお願いします。また、地震は突発的に発生することの方が多いので、日頃から家具等の固定や避難場所・避難経路の確認等を行い、地震に備えることが重要です。

これらの情報が発表されても必ず後発地震が発生するとは限りません。実際に大きな地震が発生した場合に、緊急地震速報や津波警報等を昼夜問わず見聞きできるようにしておくことも重要です。

### 【噴火警報と噴火警戒レベル】

気象庁では、火山噴火に伴い大きな噴石や火砕流等の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に噴火警報を発表し、警戒が必要な範囲を明示します。噴火警報には、火山活動の状況に応じた防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付けています(図17参照)。

2022年7月24日20時05分に桜島で爆発的噴火が発生し、大きな噴石が飛散したことから、気象庁では噴火警報(居住地域)を発表しました。これを受け、鹿児島市では噴火警戒レベル5に応じた一部地域への避難指示を発令しました。

噴火警報・噴火警戒レベルに留意し、噴火のおそれがある場合には、警戒が必要な範囲から事前避難することが大変重要となります。また、登山される方は事前に最新の気象情報に加え、噴火警報等の火山情報も確認することが必要です。

噴火警報と噴火警戒レベル

| 種類   | 名称         | 対象範囲          | 噴火警戒レベルとキーワード  | 「警戒が必要な範囲」のイメージ                     |
|------|------------|---------------|----------------|-------------------------------------|
| 特別警報 | 噴火警報(居住地域) | 居住地域及びそれより火口側 | レベル5<br>避難     | A市(居住地域) B市(居住地域) C市(居住地域) D市(居住地域) |
|      | 又は噴火警報     |               | レベル4<br>高齢者等避難 |                                     |
| 警報   | 噴火警報(火口周辺) | 火口から居住地域近くまで  | レベル3<br>入山規制   | A市(居住地域) B市(居住地域) C市(居住地域) D市(居住地域) |
|      | 又は火口周辺警報   | 火口周辺          | レベル2<br>火口周辺規制 |                                     |
|      | 予報         | 噴火予報          | 火口内等           |                                     |

▲図17 噴火警報と噴火警戒レベル

### ■ 出典・参考資料

- ・写真9 御嶽山の噴火の様子  
国土地理院ウェブサイト：  
<https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h26-ontake-index.html>
- ・図11 キキクル：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>
- ・上述以外の資料中に出典の記載が無い図や写真は気象庁HPから引用

## 4 おわりに

気象庁では、ここまで解説してきた防災気象情報を、防災関係機関にオンラインで迅速に伝達すると同時に、テレビ・ラジオやホームページ、SNS等を通じて広く国民に発表しています。

特に気象庁ホームページでは、防災気象情報の詳細な解説のほか、天気予報でよく耳にする「時々」「のち」といった「予報用語」、「雨の強さと降り方」や「時に関する用語」も掲載しています。また、防災教育で活用できる副教材・副読本として気象庁や各地の气象台、国土地理院や日本赤十字社等が製作したコンテンツをまとめたページもありますので、是非参考にしてください(図18参照)。

### 【予報用語】

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo\\_hp/mokuji.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/mokuji.html)



### 【防災教育に使える副教材・副読本ポータル】

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/fukukyouzai/index.html>



気象庁ホームページで公開している情報の利用に際しては、出典の記載等のうえ自由に利用いただけますので、お気軽にご活用ください。



▲図18 気象庁ホームページ(防災教育に使える副教材・副読本ポータル)

## 1 はじめに

2024（令和6）年元日に発生した能登半島地震には、本当に驚かされました。地震はいつ起こるか分からないと言われます。しかし、油断をしていた訳ではありませんが、正月早々に大地震や津波が発生するとは思っていませんでした。

近年、毎年のように大災害が起こっています。地震・津波だけではなく、豪雨災害、土砂災害、そして以前は日本では聞いたこともなかった竜巻の注意報も時々出ています。

2024年8月に宮崎県の日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震は、南海トラフ地震の想定震源域で起こったということで、「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されました。近いうちに、南海トラフで巨大地震が起こる可能性があるということで、実際に大地震が起こった時に備えようとするものでした。

巨大地震に備えるとはどういうことでしょうか。①対象地域の方は、家族の所在を把握できる状態にしましょう。②非常用袋（一人が一つ、片手で持てる重さで、「自分しか使わない物」を準備しておく。）を用意しましょう。③寝る時に枕元に靴があるといいですね。人々がこうしたことを考える機会ともなったのではないのでしょうか。これが「臨時情報」発表の主たる目的だったのでしょうか。

「稲むらの火の館」は2007（平成19）年、和歌山県広川町に設立された施設で、「濱口梧陵記念館」と「津波防災教育センター」の二つの施設でできています。濱口梧陵は物語「稲むらの火」のモデルとなった人物で、幕末から明治時代にかけて活躍しました。「稲むらの火の館」は、濱口梧陵の活躍をいろいろな場面で表現して、津波防災を考えようとする施設です。



▲写真1 はまくち くりよ  
濱口梧陵  
(1820～85)

## 2 「稲むらの火」による津波防災教育

「稲むらの火」の物語は、1937（昭和12）年度から1947（昭和22）年度まで、小学校5年生の国語の教科書に掲載されました。小学校は、昭和15年度末までは「尋常小学校」、16年度から「国民学校」と呼ばれており、この頃の教科書は国定教科書ですから、5年生の国語の教科書というのは1種類です。つまり、この10年間に、5年生であれば全員が「稲むらの火」を勉強したということです。まず、「稲むらの火」の物語を書き記します。

## 稲むらの火

「これは、ただ事でない。」  
とつぶやきながら、五兵衛は家から出て来た。今の地震は、別に烈しいという程のものではなかった。しかし、長いゆったりとしたゆれ方と、うなるような地鳴りとは、老いた五兵衛に、今まで経験したことのない無気味なものであった。

五兵衛は、自分の家の庭から、心配げに下の村を見下した。村では、豊年を祝うよい祭の支度に心を取られて、さっきの地震には一向気がつかないものようである。

村から海へ移した五兵衛の目は、忽ちそこに吸付けられてしまった。風とは反対に波が沖へ沖へと動いて、見る見る海岸には、広い砂原や黒い岩底が現れて来た。

「大変だ。津波がやって来るに違いない。」と、五兵衛は思った。此のままにしておいたら、四百の命が、村もろ共一のみにやられてしまう。もう一刻も猶予は出来ない。

「よし。」  
と叫んで、家かけ込んだ五兵衛は、大きな松明を持って飛出して来た。そこには、取入れるばかりになっているたくさん稲束が積んである。

「もったいないが、これで村中の命が救えるのだ。」  
と五兵衛は、いきなり其の稲むらの一つに火を移した。風にあおられて、火の手がぱつと上った。一つ又一个、五兵衛は夢中で走った。こうして、自分の田のすべての稲むらに火をつけてしまうと、松明を捨てた。まるで失神したように、彼はそこに突立ったまま、沖の方を眺めていた。

日はすでに没して、あたりがだんだん薄暗くなって来た。稲むらの火は天をこがした。山寺では、此の火を見て早鐘をつき出した。  
「火事だ。荘屋さんの家だ。」

と、村の若い者は、急いで山手へかけ出した。続いて老人も、女も、子供も、若者の後を追うようにかけ出した。

高台から見下している五兵衛の目には、それが蟻の歩みのように、もどかしく思われた。やっと二十人程の若者が、かけ上って来た。彼等は、すぐ火を消しにかかろうとする。五兵衛は大声に言った。「うっちゃっておけ。——大変だ。村中の人に来てもらうんだ。」

村中の人、追々集って来た。五兵衛は、後から後から上って来る老幼男女を一人一人数えた。集って来た人々は、もえている稲むらと五兵衛の顔とを代る代る見くらべた。

其の時、五兵衛は力一ぱいの声で叫んだ。  
「見ろ。やって来たぞ。」

たそがれの薄明かりをすかして、五兵衛の指さす方を一同は見つめた。遠く海の端に、細い、暗い、一筋の線が見えた。其の線は見る見る太くなった。広くなった。非常に速さで押寄せて来た。

「津波だ。」  
と、誰かが叫んだ。海水が、絶壁のように目の前に迫ったと思うと、山がのしかかって来たような重さと、百雷の一時に落ちたようなとどろきを以て、陸にぶつかった。人々は、我を忘れて後へ飛びのいた。雲のように山手へ突進して来た水煙の外は、一時何物も見えなかった。

人々は、自分等の村の上を荒れ狂って通る白い恐しい海を見た。二度三度、村の上を海は進み又退いた。

高台では、しばらく何の話し声もなかった。一同は、波にえぐり取られてあとかたもなくなった村を、ただあきれて見下していた。

稲むらの火は、風にあおられて又もえ上り、夕やみに包まれたあたりを明かるくした。始めて我にかえった村人は、此の火によって救われたのだと気がつく、無言のまま五兵衛の前にひざまづいてしまった。

\*表記は現代仮名遣いに改めた。



▲写真2 尋常小学校教科書

これが、かつての国定教科書に載った「稲むらの火」の全文です。大地震が起こり、津波の襲来を察知した五兵衛(濱口梧陵をモデルとした人物)の、津波からの避難誘導の様子が、短文ながら見事に表現されています。この物語には原作があります。小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)が著した「A Living God (生ける神)」です。これを、和歌山県広村(現在の広川町)の隣村で生まれ、小学校の教師をしていた中井常蔵先生が、小学生にも理解できるように書き表し、1934(昭和9)年に文部省が全国の小学校教員から国語と修身の教材を募集した際に入選して掲載されたものでした。中井先生が「A Living God (生ける神)」を基に、子どもの心に刻み付ける教材をということで、書き上げたと言われています。応募した題名の「燃ゆる稲むら」が「稲むらの火」と改められたほかは、一字の修正もなく載せられたということです。

小泉八雲が、この物語を書くために広村へ取材に来たという記録はありません。従って、物語と広川町に伝わっている安政南海地震(1854年)での津波の時の実際の話とは、少々違いがあります。しかし、津波の時の避難の必要性を強調しており、津波防災の教材とされています。

### 3 濱口梧陵の危機管理能力

現在、濱口梧陵の活躍として取り上げられている中心事例は、津波防災です。きっかけは、「稲むらの火」が昭和初期の国定教科書へ掲載されたことでしょう。しかし、それも昭和22年度末に終わってからは、全国的にはしだいに忘れ去られていきました。私たち「稲むらの火の館」としては「津波防災教育センター」という施設もあるように、防災

教育の啓発活動が主たる目的と思っています。濱口梧陵の活躍として見学者に伝える内容は、安政南海地震での津波の際の行動が中心です。特に2011(平成23)年の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)で大津波を目の当たりにした人にとっては、津波に無関心ではいけないと思いますが、館内の展示、動画、そして私たちのガイドンスも、津波防災が中心になっています。

濱口梧陵の津波の時の活躍は、一般的には「稲むらの火」の物語にあるように、広村の人々を避難誘導して助けた、ということのみが知られています。しかし濱口梧陵の本当の活躍というのは、むしろその後の復旧・復興にあったと言っても過言ではないでしょう。津波当日は、避難誘導の後、逃げ遅れた人の捜索、避難民の夕食提供を行い、深夜には翌日からの食料の確保に走り回りました。2日目は、まず家を流された人たちのために、仮設住宅の建設の準備にとりかかりました。現在のように、国・県等の公共事業が中心となる復旧活動でも、このようにはいきません。こうした濱口梧陵の素早い活躍のおかげで、大きな被害を受けた村人たちも少しは安心できたことでしょう。

濱口梧陵の究極の防災活動は、安政南海地震での津波の後、次の津波に備えて「大堤防」を築造したことです。広川町は記録に残っているだけで、過去8回津波に襲われています。その一番古い記録は1361(正平16)年です。和歌山へ来る津波のほとんどは、紀伊水道・四国南方沖の海域を震源とする南海地震によるものです。南海地震は100年から150年に一度起こると言われています。1361年より前にも何度も津波は来ていることでしょう。ただ記録がないだけです。

#### 広川町の津波

- ① 1361 (正平16)年
- ② 1475 (文明7)年7月24日
- ③ 1498 (明応7)年8月25日
- ④ 1585 (天正13)年11月29日
- ⑤ 1605 (慶長9)年1月31日
- ⑥ 1707 (宝永4)年10月28日
- ⑦ 1854 (安政元)年11月5日
- ⑧ 1946 (昭和21)年12月21日

\*⑦が安政南海地震での津波

安政南海地震での津波の後で濱口梧陵が築造した大堤防は、濱口梧陵の津波防災のシンボルと言ってよいと思います。また、濱口梧陵は、その他にも仮設住宅50戸を建てて貸し与えたり、隣村との間の橋を3本も付け替えたり、農家や漁師に仕事のための道具類を作って配布したりするという復旧、復興活動も私財を投じて実行しています。こうした行動は濱口梧陵の並外れた危機管理能力によるものと言えるでしょう。後述するように、濱口家は当時は日本有数の醤油醸造業の家でしたが、いかに「大店」であっても、先祖代々蓄えてきた財産を故郷の災害からの復興に投じることは簡単にはできません。もちろん、店で働く広村出身の従業員たちも、この主人の意気を感じてよく働き、過去最高の生産量を上げたという記録もあります。現在の言葉で言うと、チームで行動する企業の社会活動であったのでしょうか。それにしても、これだけの多額の支援を行うことができたのは、やはり主人の大変な故郷への思いです。

ところで、濱口梧陵の危機管理能力は並外れていると書きましたが、それは津波防災だけにとどまりません。安政南海地震での津波の2年前の1852（嘉永5）年に、濱口梧陵は一族の濱口吉右衛門（東江）と友人の岩崎重次郎（明岳）とで、広村に私塾「広村稽古場」（後の「耐久社」）を設立しました。その前年には濱口梧陵は青年を集めて、「広村崇義団」を結成し、紀伊水道を往来しだした異国船が攻撃してきた時に備えて、防備の訓練を始めていました。そういうことから、設立した「広村稽古場」では、防備訓練とともに、青年たちの教育の必要性も感じたのでしょう。こうしたことも、広く言えば危機管理ということになります。



▲写真3 耐久社

感染症に対する貢献も、濱口梧陵の活動の一つです。当時の感染症として最も知られるのは天然痘の流行であり、江戸時代には何度も発生したといえます。1858（安政5）年、蘭学医たちが資金を出し合って創設した「お玉ヶ池種痘所」（東京大学医学部の前身）が短期間で焼失しました。再建は非常に難しい状態でしたが、濱口梧陵は旧知の蘭学医から要請されて、種痘所の再建支援も行いました。また、1858年のコレラの流行も大きな社会問題でしたが、濱口梧陵はこの感染症対策も行いました。これらの行動も、危機管理の一つといえるでしょう。こうしてみると、濱口梧陵の社会活動は「危機管理」という言葉でまとめられます。

#### 4 「稲むらの火の館」の展示と防災体験

「稲むらの火の館」のうち「濱口梧陵記念館」は、濱口梧陵の活躍を伝承する施設で、博物館的な要素もっています。

濱口梧陵は安政南海地震での津波の際の活躍のほか、前項で述べた教育振興や医学への貢献も知られています。さらに、明治の新しい時代になると、こうした濱口梧陵の活



▲写真4 濱口梧陵記念館の展示

躍、実績が評価されて、元来商人でありながら、明治新政府等の役所や政治の世界でも活躍の場を与えられました。

濱口家は、紀州広村に本宅がありましたが、1645（正保2）年頃から下総国荒野村（現在の千葉県銚子市）で醤油醸造業を経営していました。江戸は、当時の首都であるため人口の集中都市ですから、商売をするには重要な位置ということです。濱口家の故郷紀州広村の隣村湯浅は、日本の醤油発祥の地（現在の湯浅町は「最初の一滴」という日本遺産を保持している）で、湯浅醤油の影響を受けていました。当時、濱口家の「廣屋儀兵衛商店」（現在のヤマサ醤油）は日本有数の醤油醸造業の家でした。

濱口梧陵はこの店の七代目の当主で、濱口梧陵が各種の社会活動をした資金のほとんどは、この醤油醸造で稼いだものだと考えられます。「濱口梧陵記念館」では、濱口梧陵の各種活動について展示しています。

「稲むらの火の館」のうち「津波防災教育センター」でも、濱口梧陵の安政南海地震での津波の際の活躍に関連した展示があります。「稲むらの火」の物語は、冒頭でも掲載したとおり、安政南海地震での津波の際、村人を高台へ避難誘導して助け、村人たちはそのことに感謝して濱口梧陵の前でひざまづいて頭を下げてお礼を言った、ということで終わっています。「稲むらの火」の原作、小泉八雲の「A Living God（生ける神）」でもそうになっているのです。

小泉八雲は、1896（明治29）年の明治三陸地震津波を取材した外国人特派員グループから貰った報告レポートと、安政南海地震での津波の際の紀州広村での出来事を合わせて「A Living God（生ける神）」を書き上げた、と言われていいます。「A Living God（生ける神）」は、少し形を変えたとしても、「稲むらの火」として昭和初期の教科書に掲載されたことによって、多くの国民に知られていました（実は、大正時代にも異なる題名で「A Living God（生ける神）」の一部が掲載されていました）。「津波防災教育センター」の「稲むらの火展示室」には、尋常小学校と国民学校の教科書等、歴史的に学ぶことができる展示もあります。

また、津波という自然現象は、通常私たちが体験することはできませんが、本施設には、シミュレーションとして、平常時の波と津波を比較する装置があります。この装置に



▲写真5 津波シミュレーション

よって、津波の速さ等を目の当たりにすることで、一人ひとりが津波を心に留めることができます。

広川町の津波の歴史を理解するにあたっては、「安政間録」という古文書にある絵図によって津波の際の状況がよく分かります。写真のない時代ですから、各種の場面を一枚の絵図で表しているの、写真では通常考えられない構図ですが、かえって理解し易いと思います。



▲写真6 「安政間録」

このようにして「津波防災教育センター」では、通常現実的に感じ難い津波という現象を、一人ひとりのものにし、自分自身の命は自分で守るということを啓発していきたいと考えています。

## 5 濱口梧陵の功績はよき教訓

濱口梧陵が安政南海地震での津波の際にとった行動は、津波防災の教訓としてシンボリックなものだと言われています。たしかに、濱口梧陵の行動を確認してみると、濱口梧陵は大地震が起これば津波が来る可能性があるということを知覚していました。いかに時代の先端をいく知識人であっても、どうしてあの時代それだけの知識を持ち得たのでしょうか。津波の襲来は、紀州ではほとんどの場合100年から150年に一度の南海地震が原因です。つまり一人の人物が、複数回津波を体験することはあり得ないことです。ところが、濱口梧陵は大地震の後には津波が来るということを知識として持っていたのです。

濱口梧陵が生涯読み続けていたと考えられている「梧陵文庫」と言われる書籍群があります。5,000冊以上にのぼり、各種専門的な書籍です。現在では、図書館に所蔵しているような書籍群といえるでしょう。中国から輸入した漢籍が三分の二以上を占め、希少価値のあるものもあります。これを濱口梧陵がすべて読みこなしたとすれば、大変な知識量です。この「梧陵文庫」のなかには、地震・津波に関する記述のあるものがあります。『日本三代実録』には、東日本大震災の後話題になった869（貞観11）年の貞観地震のことが書かれています。日本最初の百科事典といわれる『和漢三才図会』には「地震」という項目があります。

また、1707（宝永4）年の宝永地震津波に際しては、濱口家の住居も流されています。従って、濱口家では先祖代々、

大地震の後には津波が来る、という伝承があったことでしょう。濱口梧陵は、江戸の醤油販売店とも往来していたので、江戸では当時一流の知識人との交際もありました。

こうした濱口梧陵を取り巻く諸々の条件を考えると、地震・津波に関する知識を当時としては深く持っていたと言えるでしょう。そのため、安政南海地震を感じて、津波の襲来を察知できたと考えられます。

しかし、知識豊富な人が、誰でも避難を呼びかければ、ほとんどの村人が従うものなのでしょうか。広村の人々が濱口梧陵の呼びかけに従ったことには、濱口家のルーツに起因する背景がありました。濱口家のルーツは広村で開山した安楽寺の住職だったのです。安楽寺は、1509（永正6）年、広荘（広村）に松崎道場として開基したとされます。そうした時代の田舎のお寺さんというのは、村一番の偉大な指導者であったと思います。こういう立場にあり、普段からの村人に対する親切な対応が、緊急事態の時に皆が従って行動した理由とも言えます。こうして、濱口梧陵は村の97%もの人命を守ることができました。

一方で、濱口梧陵は、自分自身が逃げ遅れて津波第一波に飲み込まれたという事実もありました。九死に一生を得て、波から這い上がったので助かりました。ここでは余談になりますが、指導者の方々は十分注意をしてほしいものです。もし、この時濱口梧陵が助かっていなかったら、後々の復旧復興事業ができず、広村は無くなっていたかもしれません。広村だけでなく日本の歴史が変わっていたかもしれません。私塾の再建も、医学への貢献もできていなかったからです。だから指導者も、まず自分の命は自分で守っていたただかなければ、後々の地域の復旧・復興に支障がでることになるのです。

津波から生還した濱口梧陵は、暗闇のなか逃げ遅れている人々を探すために、若者たちとともに捜索に出ましたが、捜索を続けるのが難しいと感じて引き揚げる時に、道端の田圃にある「稲むら」に火を放ちました。この「稲むらの火」の明るさで、すぐに9人の人が助かったということです。その後は避難者の夕飯の準備をし、更に、夜中に走り回って翌日からの食料の調達をしました。簡単なことではありません。車も自転車もない時代ですから、夜中に走り回るということは至難の技です。おそらく、夜通し時間はかかったことでしょう。翌朝になると、被災者のための仮設住宅の準備を始めました。たとえ、マスコミ等からも素早く情報を集められる、通信条件も充実している、その上機動力のある現在でも、このようにすぐに復旧活動に入るのは困難なことです。

濱口梧陵の思い切りのよさは、広村の復旧復興のために私財を投げようと考えたことです。いつの時代にも財力のある人は多いでしょうが、それを社会のために出資しようと決断のできる人は何人もいないでしょう。広村の人々は、歴史的に津波で大きな被害を受けてきました。しかし、この時の村人は大災害に遭遇したといっても、この偉大な人の存在を助けの神と感じたことでしょう。

現在、復旧・復興は、おもに国や自治体の財政支援に頼る部分が多いため、きっちり計画を立てなければ事業を推進できないと言われます。だから時間がかかるということも理解できますが、被災者にとってはもどかしいものがあります。

さらに、濱口梧陵の究極の復興事業は「広村堤防」の築造です。広村の津波被害は和歌山県のなかでも非常に大きいものがあります。その原因は、おそらく広湾の形や方向という地形的な問題であろうと思います。従って、昔から指導者は防災対策、津波対策をしています。安政南海地震での津波の後、濱口梧陵が次の津波に備えてこれまで以上に大きな堤防を築造しようと考えたのは、当然のことかもしれません。

しかし、濱口梧陵には、過去の広村の指導者たちとは違う、もっと深い考えがありました。広村は、1400年頃の室町時代には大変栄えた村でした。村はずれの小高い山の上に広城(高城ともいう)があり、その城主畠山氏は、室町幕府の三管領の一人で、広村のなかに居館がありました。そのため、畠山氏の城下町として栄えていたのです。室町時代当時には1,700戸もの住家があったと言われます。1585(天正13)年の豊臣秀吉の紀州平定の際に広村も焼かれたほか、度重なる津波によって村人は沿岸から離れ、遠くへ逃げて行ったため、安政南海地震での津波の時には340戸まで減少していました。



#### ▲写真7 広村堤防

こうしたことから、濱口梧陵は、安政南海地震での津波の後、そのままにしておくのと村人たちはまた沿岸から離れて行って、広村は無くなってしまわないのかとの危機感をもっていました。村人が離れていく背景には、津波が怖いからということもありますが、津波で家を流され、田畑も海水が入り作物を作れない、生活をしていけない、という差し迫った事情がありました。堤防築造の一番の目的は次の津波から村を守るという防災にあります。村人たちの生活を守り村から離れないようにするためには、仕事を与え日当稼ぎをさせる必要があります。そのための就労対策として堤防工事をするという目的もありました。また、広村は、室町時代に畠山氏の城下町として栄えていたことから年貢(固定資産税)が高く、なかでも海岸沿いは年貢が

高くなっていました。その土地を堤防の敷地という官地にすれば、広村の年貢の平均を下げるができるという三番目の目的もありました。ここまでは、濱口梧陵の記録にあります。さらにもう一つ、最近元広村の旧家、渋谷家から発見された古文書「夏の夜かたり・広村郷土史」のなかに、堤防は「破壊家屋を捨てる場所を兼ねて」という言葉が見つかり、瓦礫処理にも活用した、ということも分かりました。濱口梧陵の堤防築造には、各種の目的があったことが証明されました。

## 6 おわりに

「稲むらの火」と濱口梧陵の活躍を詳しくみてみると、現在でも大災害時に教訓として十分参考にできるのではないかと考えられます。

「稲むらの火」の物語が一番訴えたいことは、津波の時の避難の呼びかけだと思われるので、やはり重要な防災教育教材であろうと考えます。「稲むらの火」は尋常小学校や国民学校の教科書に掲載されたために、多くの人々に知られた、と言われていますが、実は現代の教科書にも掲載されているのです。2011(平成23)年4月から、小学校5年生の国語や4年生の社会等各種の教科書に掲載されました。また、近年は、小中学校の道徳の教科書にも掲載されています。もちろん現在は国定教科書ではないので、日本国民全員が同じ教科書で勉強しているわけではありませんが、それでも多くの子どもたちが「稲むらの火」や「濱口梧陵」の活躍に触れていると思います。

2011年に制定された津波対策推進法では、安政南海地震での津波が発生した11月5日が「津波防災の日」と定められ、さらに2015(平成27)年には、その日が国連総会で全会一致によって「世界津波の日」に制定されるという、大きな出来事もありました。このことによって、太平洋の島しょ国でも避難訓練が始まったとも聞きます。たしかに、近年40～50年の間には大きな津波もありました。昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、令和6年能登半島地震等々、津波を伴う大災害が起きました。海外での2004(平成16)年のスマトラ島沖地震・インド洋津波も全世界の人々に衝撃を与えました。大勢の犠牲者も出ました。

自然災害の発生は、一面やむを得ないことですが、私たちはその時にどう対処するか、どう備えておくか、一人ひとりが考えておく必要があります。日頃から、自然災害に対応する知識をもっていることは、自分自身や家族や知人の命を守ることに繋がると思います。避難訓練に参加することも、その準備です。

備えあれば憂いなし、犠牲者ゼロをめざし備えましょう。

#### ■参考文献・資料

- ・稲むらの火の館  
<https://www.town.hirogawa.wakayama.jp/inamuranohi/>

一般社団法人日本損害保険協会 業務企画部 啓発・教育・防災グループ グループリーダー 田中 裕司

## 1 日本損害保険協会のご紹介

日本損害保険協会は、損害保険会社 31 社(2024 年 10 月 1 日現在)を会員とする非営利の事業者団体です。「わが国における損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与すること」を設立の目的とし、①損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業、②損害保険契約者等からの相談対応、苦情及び紛争の解決に資する事業、③損害保険業の業務品質の向上に資する事業、④損害保険業の基盤整備に資する事業、⑤事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業、⑥損害保険業に関する研修、試験及び認定等の事業、を行っています。そして、今回のテーマである防災教育は⑤、損害保険教育は①に紐づく事業として、長年にわたり取り組んでいます。

本稿では、当協会での取り組みを中心に、自然災害から命を守るための防災と、経済的な備えとしての保険についてご紹介しますので、授業で防災や保険を取り扱う際の参考にいただければ幸いです。

## 2 多発化・激甚化する自然災害

私たちの身の回りには、交通事故、ケガ、病気など、様々なリスクが存在しています。その中でも、近年は大雨や台風、地震などの自然災害が頻繁に発生するとともに激甚化しており、日本各地で大きな被害が生じています。

|    | 災害名               | 発生年月            | 支払件数<br>(件) | 支払保険金額<br>(億円) |
|----|-------------------|-----------------|-------------|----------------|
| 1  | 平成 23 年東北地方太平洋沖地震 | 2011 年 3 月 11 日 | 826,335     | 12,896         |
| 2  | 平成 30 年台風第 21 号   | 2018 年 9 月      | 857,284     | 10,678         |
| 3  | 令和元年東日本台風         | 2019 年 10 月     | 295,186     | 5,826          |
| 4  | 平成 3 年台風第 19 号    | 1991 年 9 月      | 607,324     | 5,680          |
| 5  | 令和元年房総半島台風        | 2019 年 9 月      | 383,585     | 4,656          |
| 6  | 平成 28 年熊本地震       | 2016 年 4 月 14 日 | 215,810     | 3,912          |
| 7  | 平成 16 年台風第 18 号   | 2004 年 9 月      | 427,954     | 3,874          |
| 8  | 平成 26 年豪雪         | 2014 年 2 月      | 326,591     | 3,224          |
| 9  | 平成 11 年台風第 18 号   | 1999 年 9 月      | 306,359     | 3,147          |
| 10 | 平成 30 年台風第 24 号   | 2018 年 9 ~ 10 月 | 412,707     | 3,061          |

### ▲図1 過去の主な自然災害による保険金の支払い

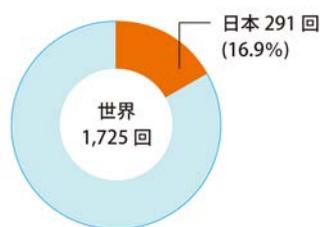
(日本損害保険協会「自然災害での支払額」、日本地震再保険株式会社「地震再保険金支払状況」をもとに作成)

図1は、支払保険金額の大きい自然災害を上位から並べて記載したものです。上位には近年の自然災害が並んでおり、保険金の支払額の観点から見ても、自然災害の多発化・激甚化を読み取ることができます。

### ■(1) 地震災害

日本は世界の中でも地震が多い国として知られています。

図2は、全世界で 2011 ~ 2022 年の間に発生したマグニチュード 6 以上の地震のうち、日本周辺で発生した割合を示したものです。



◀図2 マグニチュード 6 以上の地震回数(2011 ~ 2022 年)  
(国土交通省「河川データブック 2023」)

グラフの通り、規模の大きい地震の約 17% が日本周辺で発生しており、日本の地震発生リスクは世界でも突出しています。2024 年 8 月に日向灘地震が発生した際に「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されましたが、今後も南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されており、地震への備えはとても大切です。

### ■(2) 水害

台風や梅雨前線などを起因とする大雨により、平野部では浸水被害、山間部では土砂災害が発生しています。

国土交通省の調査によると、直近 5 年間(2018 ~ 2022 年)の大雨による年間の平均被害額は約 6,436 億円となっており、2013 ~ 2017 年の平均被害額(約 1,791 億円)と比較して、約 3.6 倍に増加しています(図3)。



▲図3 過去 10 年間水災被害額(一般資産等) (国土交通省「令和 4 年水害統計調査」をもとに日本損害保険協会が作成)

大雨による災害は多発化・激甚化し、発生場所も日本各地に広がっているため、水害に備える必要性は年々高まっています。

2024年も元日の能登半島地震、7月の北日本での大雨、8月の日向灘地震及び台風第10号、9月の能登半島での豪雨など、日本各地で自然災害が発生している一方で、自然災害がいつどこで発生するかを予測することは困難です。そのため、全ての国民が自然災害リスクを自分事として認識し、防災の取り組みを進めるとともに、経済的な備えを考えることが重要になります。

### 3 防災の取り組み～ハザードマップの活用～

ここでは、防災対策を考える上で重要となるハザードマップについてご説明するとともに、当協会が実施している取り組みをご紹介します。

#### 1 ハザードマップの有用性

自然災害に備えるためには、地震や台風、大雨が発生した場合における自身の居住地の被害想定を事前に把握し、想定される被害を踏まえて避難行動計画を作成しておくことが重要です。そして、被害想定は「ハザードマップ」を活用することで把握できます。

ハザードマップは、自然災害に合わせて市町村が作成しており、各市町村のウェブサイトや国土交通省のハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)で確認することができます。

#### <ハザードマップとは>

ある自然災害に対して、危険な箇所や地区を地図上に示したものの。過去の災害を踏まえ、どのような地形・地質・土地条件の場所が危ないかを判定して危険度を示した地図や、防災上の施設、避難場所などを示した地図がある。

また、ハザードマップは洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、津波ハザードマップなど、災害の種類により複数種類のマップが作成されている。地図には、被害の程度、浸水の深さや揺れやすさなどがあらわされ、身を守るための一時避難場所や、被災した後に一時的に避難する避難場所などがわかるようになっている。

ハザードマップを活用して想定される被害を把握した後に、大雨や台風などの水害に備えるため、自身の標準的な防災行動を時系列的に整理して作成する防災行動計画が「マイ・タイムライン」です。マイ・タイムラインを作成しておくことで、災害が発生した際に自ら考え、命を守る避難行動をする助けとなります。

マイ・タイムラインの作成にあたっては、市区町村が作成・公表したハザードマップを用いて、自らの水災リスクを知り、どのような避難行動が必要か、どのタイミングで避難することがよいのかを自ら考えることが大切です。

#### 2 日本損害保険協会の取り組み

当協会が実施している防災の取り組みのうち、ハザードマップ、マイ・タイムラインに関する取り組みをご紹介します。

ハザードマップに関する取り組みについては、その活用方法を学習できる2つのツールを作成しています。いずれのツールもハザードマップに関する必要な情報をコンパクトにまとめているので、授業で活用することもできます。

##### 1 ハザードマップと一緒に読む本

ハザードマップの理解に役立つ副読本として、「ハザードマップと一緒に読む本」を作成しています(図4)。この副読本では、主に洪水ハザードマップ、地震ハザードマップの基本知識のほか、ハザードマップを見てチェックすべき項目を学習することができます。



図4 「ハザードマップと一緒に読む本」



また、浸水した場合の危険性、地震の揺れで想定される被害など、自然災害を具体的にイメージできる内容も掲載しています(図5)。

| 1時間の降水量 | 1時間の降水量           | 災害が資料より                       |
|---------|-------------------|-------------------------------|
| 80mm以上  | 悪化するような圧迫感や恐怖を感じる | 大災害の危険                        |
| 50~80mm | ゴーゴーと降り続く雨のよう     | 車の運転は危険<br>地下室や地下室に浸水         |
| 30~50mm | バケツをひっくり返したような雨   | 道路が川のようになる<br>山崩れや崖崩れが起きやすくなる |
| 20~30mm | どしゃ降り             | 傘をさしてもぬれる<br>下水などがあふれる        |
| 10~20mm | ザーザー降る            | 話し声がよく聞き取れない                  |

図5 「ハザードマップと一緒に読む本」より

##### 2 動画で学ぼう！ハザードマップ

ハザードマップの理解に役立つ動画コンテンツとして、「動画で学ぼう！ハザードマップ」を作成しています(図6)。

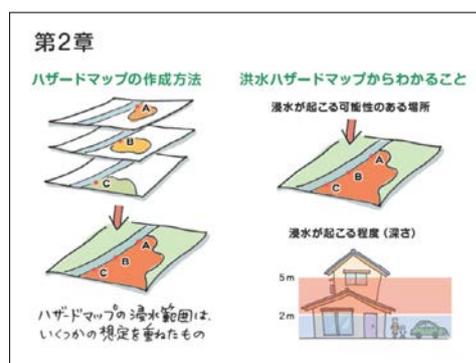


図6 「動画で学ぼう！ハザードマップ」より

この動画コンテンツでは、以下の第1章から第4章の5つの内容を各3～5分程度で学習することができます。

### 【5つの動画パート】

- 第1章 「自然災害とハザードマップ」
- 第2章 「洪水ハザードマップの活用方法」
- 第3章 (1)「地震ハザードマップの活用方法」
- 第3章 (2)「津波ハザードマップの活用方法」
- 第4章 「ハザードマップを安全防災に役立てるために」

また、各パートの確認クイズも用意しており、クイズで理解を深めながら、ハザードマップを再確認し、自然災害への対策を考えるコンテンツとなっています。

### ③ マイ・タイムライン作成研修実施推進動画

マイ・タイムラインの作成は地域住民が顔を合わせて話し合うワークショップ形式で行うことが効果的です。当協会では全国の自治体でマイ・タイムライン作成研修を実施いただき、同研修を通じて一人でも多くの方にハザードマップをご覧いただくことを企図して、自治体向けのマイ・タイムライン作成研修の実施推進動画を公開しています(図7)。この動画は実際に福島県須賀川市で行われた研修(2023年12月)をもとに作成しており、全国の自治体に周知しています。



▲図7 マイ・タイムライン作成研修の様子

今回ご紹介したツールは、以下のウェブサイトからも確認することができます。また、同サイトでは、そのほかにも防災に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

### 【そんぽ防災 Web】

<https://sonpo-bosai.jp/>



## 4 経済的な備え～預貯金や保険の活用～

次に、被災前の生活を取り戻すために重要な経済的な備えについてご説明するとともに、当協会が実施している取り組みをご紹介します。

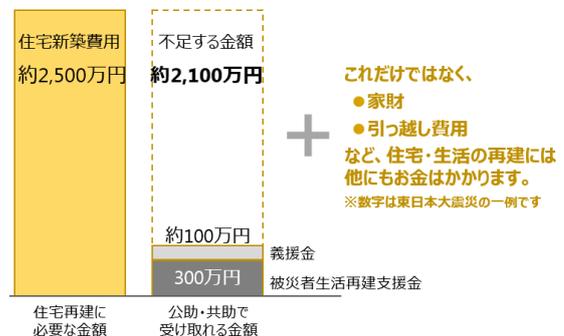
### ■ (1) 経済的な備えの重要性

ハザードマップを活用して自然災害に備えることは、被災時に命を守ることにつながるため、とても大切です。しかし、自然災害は建物や家財などの財産にも損害を与えるため、元の生活を早期に取り戻すために、経済的な備えについても事前に考えておくことが重要です。

### ■ (2) 国や自治体による公的支援等

経済的な備えとして、国や自治体などによる「被災者生活再建支援制度」という公的支援制度があります。この制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた方に対して支援金を支給することにより、被災者の生活再建を支援する制度です。住宅の損壊の程度に応じて支給される「基礎支援金(最大100万円支給)」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金(最大200万円支給)」の2種類があり、最大で合計300万円が支給されます。そのほか、被災された方々へのお見舞いとして寄せられる「義援金」があります。義援金は、自治体、日本赤十字社や共同募金会などが窓口となって集められた後、自治体に設置された義援金配分委員会が定めた配分に基づいて、被災者に支給されています。

このような支援制度は存在しますが、被災によって生じたすべての損害を公的支援や義援金によって賄えるわけではありません。例えば2011年に発生した東日本大震災では、全壊被害に遭った住宅の新築費用は平均で約2,500万円であったと内閣府が公表しています。全壊被害に遭った場合、被災者は被災者生活再建支援制度より最大300万円、義援金より約100万円を受給できますが、不足している約2,100万円は公的支援などでは賄うことができません(図8)。



▲図8 内閣府「住宅・生活再建にはこんなにお金がかかる」

そのため、不足分は、預貯金や損害保険を活用して自身で備える必要があります。なお、自然災害に備える損害保険として、火災保険と地震保険が挙げられます。

### (3) 自然災害に備える損害保険

自然災害に備える損害保険として挙げられる火災保険と地震保険について概要をご説明します。

#### ① 火災保険

火災保険とは、火災、水災や風災などの自然災害により建物や家財などに生じた損害を補償する保険です。

過去の風水災等による支払保険金額が最も多かった自然災害は、2018年に発生した台風21号によるもので、総額で1兆678億円の保険金の支払いがありました(図1)。

#### ② 地震保険

地震保険とは、地震や地震による火災・津波などでの建物や家財の損害を補償する保険で、建物の損害は最大5,000万円まで補償されます。「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であり、大地震による巨額の保険金の支払いに備え、政府がバックアップをしています。

地震や大雨により大きな被害を受けた場合、被災前の生活を再建するためには、経済的な備えも必要となります。自然災害がより身近なリスクとなっている今、経済的な備えを考える必要性はますます高まっているとと言えます。

### (4) 日本損害保険協会の取り組み

当協会では、防災と損害保険に関する知識・能力を身に付けることについて、①リスク認識の促進、②生活と保険の関係理解、③保険の理解と適切な活用、という3段階に分け、年齢層に応じた教育活動に取り組んでいます(図9)。

成年年齢の引き下げにより、高校在学中に成年を迎えることになりました。そのため、経済活動に伴うリスクについて自ら考え、備える力を高校生までに身に付ける必要性がますます高まっています。そして、リスクに備える力の一つとして、保険を適切に選択できる力があります。

ここでは、高校生がこのようなリスクと備え(保険)の関係を学習する上で活用できる2つの副教材をご紹介します。

### ① 明るい未来へTRY!～リスクと備え～

高等学校の授業でリスクと保険を取り扱う際の一助となるよう、「明るい未来へTRY!～リスクと備え～」を作成しています(図10)。

この副教材では、保険が「リスクで発生した経済的な損失に備える仕組み」であることを学習できるほか、火災保険や地震保険といった自然災害に対応する保険についても学ぶことができます。

また、生徒自身が学んだことを振り返り、考察できる生徒用ワークシートも用意しています。このほかにも、動画教材やパワーポイント教材、授業展開例も用意しています。

▲図10 「明るい未来へTRY!」より

|                   | 幼児      | 小学生                 | 中学生                        | 高校生   | 大学生                  | 一般消費者 |            |
|-------------------|---------|---------------------|----------------------------|---|----------------------|-------|------------|
|                   |         |                     |                            |   |                      | 若年社会人 | 高齢者        |
| 損害保険              |         |                     |                            | 講演会   | 単発、連続講座              |       | 講演会        |
|                   |         |                     |                            | ※コアコンテンツによる講座を含む                            |                      |       |            |
|                   |         | 安全教育副教材             | リスク教育副教材<br>(冊子版・パワーポイント版) |   | そんぽのホット<フレッシュ>ガイド    |       | 高齢者向け講演会資料 |
|                   |         |                     |                            | 明るい未来へTRY!<br>～リスクと備え～<br>(冊子版・パワーポイント版・動画) |                      |       |            |
| 防災                | ぼうさいダック | ぼうさい探検隊             |                            | 動画で学ぼうハザードマップ                               |                      |       | 高齢者向け講演会資料 |
|                   |         |                     | 防災教育副教材<br>(冊子版・パワーポイント版)  | 地域における防災イベント等                               |                      |       |            |
| STEP1<br>リスク認識の促進 |         | STEP2<br>生活と保険の関係理解 |                            |   | STEP3<br>保険の理解と適切な活用 |       |            |

▲図9 日本損保協会における世代別の損害保険・防災教育の取り組み(「ファクトブック2024」より)



# 重層的な学びをめざす「世界史探究」の単元構成 ～古代ギリシア・ローマを事例に～

福井県立若狭高等学校教諭 松村 一太郎

## 1 はじめに

筆者は地方公立高校に勤務する採用5年目の教員である。大学、大学院時代は教育方法学を専攻し、特に「教室談話」と呼ばれる、授業内での教師や生徒の発話を微視的に分析することを通して、授業という場で起こっている「学び」の過程を明らかにする研究を行ってきた。一方で、教科教育としての社会科教育学も学び、社会科の授業理論や規範研究にも目を通してきた。そして、社会科教育がめざす「主権者の育成」という大目標に心を魅かれ、地歴科・公民科教員として地元に戻ることを決心した。以上のような経緯をもつため、社会科教育学をご専門とされる先生方や現場でのご経験が豊富な先生方にとっては拙く見える部分も多々あることは承知しているが、教育方法的視点を持ちながら社会科教育に従事する一人の若手教員の提案として、本実践報告をご覧いただければ幸いである。

さて、高等学校で新学習指導要領が施行されて2年半が経過し、今年度の高校3年生からいよいよ新課程での大学入試を迎える。そのようななかで現場の教員として現在大きく2つの課題を抱えている。

1つ目の課題は、「歴史総合」と「世界史探究」の接続である。これまで勤務校では「歴史総合」、「世界史探究」を担当し、個々に教材研究や単元開発を行ってきたが、次のステップとして3か年を見通した単元開発をしていく必要性を強く感じている。「歴史総合」が「世界史探究 / 日本史探究」の基礎に位置づけられているように、「歴史総合」での学びや獲得したスキルを活かすことができる探究科目にしていく必要がある。

2つ目の課題は、「世界史探究」で要求されている学びのあり方に応じていくことである。学習指導要領解説では、「世界史探究」について次のように規定されている。

「世界史探究」は、詳細で専門的な世界の歴史を学ばせようとするものではない。中学校社会科や「歴史総合」の学習を踏まえ、日本の歴史との関連にも配慮しつつ、世界の歴史への興味・関心を高め、生徒が抱いた疑問や追究してみたい事柄について表現した問いを基に、世界の歴史の大きな枠組みと展開に関わる事象の意味や意義、特色を考察し、思考力、判断力、表現力等を一層育み、地球世界の課題をその解決を視野に、主体的に探究する力を育成することを目指した科目である。

(文部科学省【地理歴史編】高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 p.272より引用)

ここでは、まず大きな方針として「コンテンツベース」から「コンピテンシーベース」の歴史教育への転換がめざされ

ていることがわかる。つまり、ただ単に詳細な内容を暗記させるような教育ではなく、「思考力、判断力、表現力」を育み、さらには「地球世界の課題の解決を視野に入れつつ」、「主体的に探究する力」を育成できるような歴史教育のあり方が要求されている。その際の留意事項として、中学校社会科や「歴史総合」での学びを踏まえること、日本の歴史との関連にも配慮すること、生徒が抱いた疑問や追究してみたい事柄について表現した問いを基に学習を展開すること、といった事項が挙げられている。さらに読み進めると、各大項目での学びのあり方について具体的なガイドが示されている。

中項目(1)では、生徒の学習意欲を喚起する具体的な事例を取り上げ、諸資料を活用し情報を読み取ったりまとめたりする技能を身に付けるとともに、諸地域の歴史的特質の形成、諸地域の交流・再編、諸地域の結合・変容を読み解く観点について考察し、問いを表現する。(中略)中項目(2)、(3)及び(4)では、中項目(1)の生徒が表現した問いを踏まえ、主題を設定し、資料を活用して課題を考察する。主題の設定に当たっては、学習のねらいに則した考察を導くようにするとともに、生徒の課題意識を深めたり、新たな課題を見いだしたりすることができるように留意する。それらの主題を、学習上の課題とするための問いを設定することで、地球世界の課題の形成に関わる世界の歴史の大きな枠組みと展開について理解を深める学習となるよう工夫することが大切である。

(文部科学省【地理歴史編】高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 p.278-279より引用)

ここでのポイントは「生徒の問い」である。単元の最初で生徒に問いを表現させ、それらの問いを踏まえてその後の内容を構成し、生徒の問いを育みながら学習を展開していくことが求められている。

以上のように、新課程「世界史探究」で要求されていることは多岐にわたると筆者は感じている。教師は明確な目標をもち、それを実現するための単元を構想し、生徒が問いや学びを深め、探究的に学習していける教材を用意したり、主題を設定したりする必要がある。その点で、新課程に移行してそれほど年数の経っていない現在において、現場の教師が自身の実践の意図を明示しながらその実践を発信していくことは、大いに意義のあることだと考える。以降では、今年度筆者が実践した単元について、その構成の意図や工夫点の解説を加えながら説明していく。

**(1) 開発した単元の概要**

|      |  |
|------|--|
| 単元名  | 地中海周辺の国家形成<br>～ヨーロッパの源流となる古代ギリシア・ローマの特徴とは何か?～  |
| 単元目標 | <b>【知識・技能】</b><br>・古代ギリシア・ローマの地域の特徴を理解する。<br>・古代ギリシア・ローマの事例から民主主義についての理解を深める。<br>・史料を単に読み取るのではなく、その意図や背景について考察する技能を磨く。 |
|      | <b>【思考・判断・表現】</b><br>・古代ギリシア・ローマの政治体制を比較し、その長所や短所について歴史的事実を踏まえつつ、考察する。<br>・民主主義の意義と課題について史料や歴史的事実を踏まえて、多角的に考察し、表現する。   |
|      | <b>【主体的に学習に取り組む態度】</b><br>・自身の問いの深まりについて認識している。<br>・一人の主権者として今後の自身のあり方について学びを踏まえたうえで考えることができている。                       |
| 構成   | 第1時 地中海の古代文明   |
|      | 第2時 戦争とアテネ民主政①   |
|      | 第3時 戦争とアテネ民主政②<br>→史料(『国家』)を踏まえた思考活動   |
|      | 第4時 ヘレニズムの時代   |
|      | 第5時 共和政ローマの発展  |
|      | 第6時 帝政ローマの誕生   |
|      | 第7時 帝政ローマの変容   |
|      | 第8時 古代ギリシア・ローマの文化  |
|      | 第9時 まとめ(哲学対話)  |

以上が実践した単元の概要である。学習内容としては、「古代ギリシア・ローマ」についてである。教科書の内容の流れに沿って簡単に説明すると、まずギリシアでは古代文明としてのエーゲ文明について学び、そこからポリスの形成、その代表例としてアテネとスパルタに焦点を当てて学ぶ。特にアテネではペルシア戦争を経て、直接民主政が確立されていく過程とその仕組みを学ぶ。その後のギリシア世界はペロポネソス戦争を経て、覇権がスパルタに移ったこと、その後ポリス社会が変容していくなかでマケドニアが台頭し、アレクサンドロスによる征服と東方遠征、彼の帝国の誕生、と話が続いていく。

一方で、ローマについては共和政の仕組みとそのなかでの平民の政治参加の過程を学ぶ。そして、征服地の拡大が進むなかでローマ社会の変質が起り、「内乱の一世紀」を迎えたこと、そのなかから有力者による私的同盟をもとにした三頭政治が開始され、最終的に権力を確立したオクタウィアヌスが実質的な皇帝政治を開始していったこと、皇帝政治の時代は前半のパクス・ロマーナの時期と後半の混乱期にわけて説明され、特に混乱期に各皇帝がどのような施策を実施して統治を維持しようとしたのか、などについて学ぶ。最後に古代ギリシア・ローマの文化について共通点と相違点に注目しながら学ぶ、という流れで学習が展開

する。

これらの時代の詳細な説明は専門書に任せるとして、ここからは本報告のテーマでもある「重層的な学び」という点に関わる4つの視点から実践の具体的な内容と工夫点について説明していきたい。

**(2) 「地域のつながり」を生む仕掛け**

まず1つ目の視点は、諸事象の比較に関わる見方・考え方である「類似・相違」を意識した問いを設定することである。具体的には、第5時において「アテネとローマの政治体制の違いは何であろうか? またこれらの政治体制が確立する過程で類似や相違はあるだろうか?」という問いを設定して生徒に思考させる。生徒は資料集の政治体制の図表や教科書の記述を参考にして、直接民主政と共和政の違いに気づいていく。また、確立過程に着目したときにそれらの共通点として、どちらも平民の戦争への参加をきっかけに彼らの政治参加への要求が強まった、ということに気づいた。

こうした思考活動を通じて、戦争に参加することが古代ギリシア・ローマどちらにおいても参政権の獲得につながったこと、一方でギリシアでは成人男性市民で構成される民会ができたのに対して、ローマでは従来からあった元老院とは別の組織として平民会が結成され、元老院と対抗していく形で市民権を獲得していったこと、それゆえにローマは「共和政」と呼ばれる、ということを生徒は理解することができたと思う。

このように「類似・相違」の見方・考え方は諸地域を比較させる問いへとつながり、比較を通じて生徒たちは諸地域の特徴を理解していくことができるようになると思う。個々に事象を覚えるのではなく、比較することによって両者の理解が深まり、結果的に両者の特徴をつかむことができるのである。

**(3) 「教師と生徒の問いのつながり」を生む仕掛け**

2つ目の視点は、「教師と生徒の問いのつながり」についてである。「はじめに」でも述べたように、新課程での学びでは単元のなかで教師が設定した問いに生徒が答え、考えるだけでなく、生徒自身もまた学びのなかで問いをもち、それらを育み続けることが求められている。つまり、生徒が学習内容に問いをもつような場面を意図的に設定する必要があると言える。例えば、それを可能にするのが史料の読み取りの際である。

次の文章は資料集(第一学習社『グローバルワイド最新世界史図表』)に掲載されているペロポネソス戦争時のペリクレスの演説であり、第3時で活用した。

## 文献 ▶ ペリクレスの戦没戦士<sup>そうそう</sup>葬送演説

われわれが従う国制は、他国の制度に追隨するものではなく、他人をまねするよりむしろわれわれ自身が人の模範なのである。われわれの国制は、少数者のためにではなく、多数者のために統治するがゆえに、その名を民主主義と呼ぶ。個人々の利害が衝突した場合、法律の面ではだれでも平等の権利に与る。だが他方、人の評価という点では、各人が何かに秀でて<sup>あずか</sup>いるかぎり、国事への貢献よりも身分家柄で評価されるということなどなく、たとえ貧困であっても、各人が国家に対して何か役立てる能力があれば、国政への参加をさまたげられることはない。

(トゥキディデス『ペロポネソス戦争史』(歴史学研究会編『世界史史料1』岩波書店)

この史料を読んだうえで生徒に意見や疑問を挙げさせた。そうすると、「ペリクレスは士気を上げるために自分たちが優れていることを訴えているが、戦争においては勇気よりも軍備や策略の方が絶対大事だと思う」といった意見や、「民主政の政治的に優れている点はわかるが、軍事的に優れているとは言えないのではないか？ 私がアテネ市民だったらこの演説を聞いて不安になると思う」といった意見が挙がってきた。ここでこの活動を取り入れた意図としては、後々に民主主義の意義と課題について生徒に思考させる活動を想定していたためである。この活動の後には、ペロポネソス戦争のなかでアテネにはデマゴーゴスと呼ばれる扇動政治家たちが現れ、衆愚政治に陥り、スパルタとの戦争に敗れてしまったことを解説した。

そして、ここから思考活動のメインに入る。筆者が生徒に紹介したのはプラトンの『国家』の一部(IV-2-4 政治批判)であった。史料全体を掲載する紙幅の余裕がないため概説すると、ここではソクラテスと彼の兄であるアデイマントスの会話が展開されており、まず民主主義国家において最も大切なのは「自由」であることが確認される。その後、そのような自由を至上とする国での一般的な市民の生活のあり方が示される。ここまで両方で確認が取れた段階でソクラテスがこのように切り出す。「自由への飽くことなき願望と他の一切の事柄の無視、それこそがやはりこの民主主義体制に転機をもたらし、独裁体制の要求に道をひらくのではないだろうか」と。後の場面でも「専制的体制はほかならぬ民主主義の体制から成立するように思われる」と問題提起する。以上のような内容の史料を生徒に提示し、ソクラテスの発言の意味を説明させる思考活動を取り入れた。史料はやや難解ではあるが、筆者の意図としてはこのソクラテスの指摘はまさに現代の日本の政治状況にも示唆を与えてくれるものであり、民主主義の課題をついているものと判断し、生徒にはその意味を考えさせる思考活動に取り組みさせた。このように民主主義に関しての多面的な理解を養うような史料を用意することで、生徒には「民主主義って本当に良いものなのか？ 危険性や問題点はないのか？」といった、民主主義に対する疑問を抱かせるような

仕掛けを用意したのである。そうして生徒には様々な問いを抱かせる場面を単元のなかで設定し、授業のまとめの段階でそれらの問いを表出させ、単元のまとめにあたる哲学対話へと誘っていったのである。

ここで第9時で実施した哲学対話について簡単に説明したい。哲学対話にも多様な手法が存在するが、筆者が言う哲学対話とは、p4cHawaii と呼ばれるハワイ式の対話のことを意味する(以下、p4c と表記)。p4c の主要な特徴は、①参加者全員で輪になって座ること、②「コミュニティボール」と呼ばれる発言権が可視化されるツールを用いること、③参加者の問いを尊重し、参加者が選択した問いで対話を深めていくことの3点である。

筆者がこの手法を採用した理由は以下の3つである。1つ目が、全員で問い合い、話題を深めていく活動を通じて、その集団を「探究するコミュニティ」へと変化させていくためである。2つ目が、教師ではなく生徒の問いを対話の起点とすることで生徒がこれまで単元のなかで温めてきた問いを表出させ、その問いについて深く考えることができるためである。3つ目が、この活動が最後に用意されていることを事前に知らせることによって、生徒は絶えず単元のなかで問いをもち続けるようになるためである。

次に筆者がこの p4c を取り入れてから気づいたことを挙げていく。例えば、生徒は授業での学びを通して様々な疑問をもっているということ、そしてその疑問を尊重して全員で考える場を設けることによって授業を単に受け手として消費するのではなく、思考する主体として積極的に参加するようになるということ、そして全員で探究した内容は生徒の記憶に残り、学習内容と結びついて理解されるということ、などが挙げられる。

では、実際に本事例ではどのような問いが生徒から表出されたのだろうか。主だったものでは、以下の問いが挙がってきた。

- ・民主主義と共和政はどちらが優れているのか？
- ・自由のない民主主義はあるのか？
- ・なぜ衆愚政治に陥る可能性のある民主主義を採用するのか？
- ・民主主義とは何か？
- ・本当の自由とは何か？
- ・自由があることで人は墮落するとしたら自由は必要なのか？

これらの問いから生徒は多数決で自分たちが考えたい問いを選択し、それぞれの考えや意見、それらに対する問いを重ねて対話を展開していく。あくまで哲学対話であるため、50分の授業のなかで正解を導く必要はない。もともと正解のない問いについて考えていくためだ。そうして思考を深めた後に、授業外の課題として振り返りを記入させる。

このように、学習指導要領でも示されている生徒の問いを育む一つの手法として、単元のなかで生徒に疑問をもたせるような学習活動を組み込み、まとめの段階でそれらの問いを表出させ、哲学対話の手法でその問いについて考え

を深める、といった流れを本事例から提案したい。しかし、この対話の質を担保する重要な要素として、やはりまずは教師による主題の設定、そして単元や授業のデザインがあるのは間違いない。そういった意味で教師の問い(主題)と生徒の問いの両者が揃うことで探究的な学習へと深まっていくのだと考える。

#### ■ (4) 「過去と現在のつながり」を生む仕掛け

3つ目の視点は、「過去と現在のつながり」についてである。筆者は、「世界史探究」においてもやはり最後は「平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」の育成に寄与するための授業デザインをするべきだと考えている。もちろん、毎時間の授業でそれが可能かと言われると難しいが、単元での学びや3か年のカリキュラムといった中長期的な視点でそうした目標を意識した主題を設定し、授業を展開していくべきだと考える。そのためには、単に過去の出来事をまさに過去に起きたこととして扱うのではなく、現代とのつながりを意識できる主題設定をすべきだと考える。具体的に本事例に即して言えば、単に古代ギリシア・ローマの政治史や社会史を学ぶのではなく、現代との類似点や相違点を考えたり、教訓として現代の私たちが得られることを考えていったりすることが大事になると考える。もちろん、過去の過去性を無視して過度に一般化することには問題があり、どのような内容でも現代と結びつけばよいかと言えばそうではないだろう。しかし、本事例においてはアテネの直接民主政の展開過程やローマの統治の方法などから現代の私たちが学べることは多いと考え、次のようなまとめの問い(単元末の振り返りで記入)を用意し、生徒に考えをまとめさせた。

Q. 古代ギリシアのアテネでは戦争を経て民主政を確立し、戦争のなかで衆愚政治に陥り、国力を衰退させ、その覇権を失うこととなった。このアテネの事例から私たちは民主政に関する歴史の教訓を得ることができる。現代社会では民主主義を採用している国が過半数を下回るようになったが、改めて私たちは民主政の意義とそれがはらむ危険性について認識しておく必要があるだろう。

以上を踏まえ、民主主義の意義(良さ)と危険性(リスク・問題点)を挙げ、今後民主主義という政治体制に対してどのように向き合っていくべきかについてあなたの考えを書きなさい。

この問いに対する生徒の記述をいくつか紹介したい。

#### ▶ Aさんの記述(一部抜粋)

これらの意義や危険性をふまえ、私は民主主義に対して、一人一人が維持するための努力をし、自分たちで国をより良くしていこうという意識をもって向き合うべきだと考える。国民たちは「自由であることへの責任」をもって行動するべきだ。投票するもしないも自由だと、やる気のある人だけが進める民主主義ではなく、「みんなで決める民主主義」になればいいと思う。

以上のように、Aさんの記述には授業で扱った『国家』の内容、そしてアテネが衆愚政治に陥ったことを踏まえてAさん自身が考えた「自由であることへの責任」、「みんなで決める民主主義」といったことばが見られた。

#### ▶ Bさんの記述(一部抜粋)

民主主義も独裁制もこの2つの政治体制は地続きであり、民主政を継続するためには、ひとりひとりが思考を放棄しないことが必要だと私は考える。民主主義の一番の良さは誰もが自由の可能性を求められる点にあり、思考放棄と紙一重だが、考え続ける限り民主政は続くと思う。

以上のように、Bさんもまた資料読解の活動を通して民主主義が容易に独裁政治に転落するリスクについて理解することができたことがうかがえる。その対策としてBさんが考えたのが、「思考を放棄しないこと」であり、今後の自身のあり方にも影響を与える考察ができていると考える。

#### ▶ Cさんの記述(一部抜粋)

民主主義の意義は自由を得る権利の格差が小さいことです。アテネの売りだった自由さは国民にとって心の安寧であったと思います。指導者であるペリクレスがスパルタと比較したことで国の一体化にもつながったと思います。民主主義の危険性は不自由を善と思えないところにあります。自由を売りにすることで少しの不自由もゆるされず、国民は不自由の苦しみから逃れるために完璧な指導者を探し、扇動政治家が現れてしまったのかなと思います。私たちが民主主義に正しく向き合っていくには、自由とは自分で得るものだという意識をなくさず、政治参加を意欲的に行っていくべきだと考えました。「政治に参加しないのも自由」というような自由の意味をはき違えた愚かな民衆が減るように、それぞれの政治体制の意義や課題を客観的に考えさせる教育が大切になると思いました。

以上のように、Cさんは民主主義の意義と課題をアテネの事例(過去)から学び、そのうえで今後のあり方を構想している。Cさんが考えた対策は「教育」であった。

ここまで3名の生徒の記述を紹介したが、3名ともアテネの事例から民主主義の意義と課題について考え、そのうえで民主主義社会に生きる自分たちの今後のあり方を構想している。このように「過去と現在のつながり」を生むにあたって2つの仕掛けがあった。1つが、学習上の主題としてこのつながりを意識した問いを設定するという、も

う1つが過去をより詳細に学ぶための史料を用意するという点である。その点で今回、プラトンの『国家』を追加史料として用意し、史料を通じてアテネに起きた問題点を想像させたことが生徒の思考を深める要因となったと考える。

### ■ (5) 「カリキュラムのつながり」を生む仕掛け

最後の4つ目の視点が「カリキュラムのつながり」である。学習指導要領でも「歴史総合」での学びを踏まえて、「世界史探究」の授業を展開するように記載されているが、このつながりには内容上の直接的なつながりと、通底するテーマとしての間接的なつながりがあると考えられる。今回、筆者が意識したのは後者のつながりである。具体的に説明すると、筆者は1年時の「歴史総合」において、大項目C「国際秩序の変化や大衆化と私たち」に該当する部分で戦時下のドイツと日本を比較する学習活動を行った。この時のテーマが「大衆に戦争責任はないのか？」であった。すなわち、大衆化していく時代のなかでナチスに傾倒したドイツ、軍部に傾倒した日本の類似点と相違点を諸資料からとらえ、最終的にはここでも哲学対話を行い、「責任とは何か」について深く考えた。その経験があったからこそ、今年度の「世界史探究」の古代ギリシア・ローマの学習のところで政治体制に注目させ、民主主義について考える機会を設けたのである。先ほど紹介したAさんの記述のなかで「自由であることへの責任」ということばがあったが、このことばは単にこの授業のなかで出たというよりも、むしろ「歴史総合」のなかで「責任」について深く考えたからこそ生まれたことばであると筆者は解釈している。

このように、筆者は「主権者の育成」という観点から民主主義に関わる内容やテーマで「歴史総合」と「世界史探究」のつながりをもたせたが、当然つながりのもたせ方は他にもまだあると考える。例えば、「歴史総合」では簡単に紹介するにとどまったオスマン帝国について「世界史探究」で深掘りし、オスマン帝国の視点から「歴史総合」で扱った問いをもう一度考え直すといったつなげ方や、「歴史総合」での学びを次年度の「世界史探究」での学びの伏線的に位置づけて、3か年のなかで理解を深めていくようなつなげ方もあると考える。

また、「カリキュラムのつながり」という点では公民科目とのつながりも想定できる。例えば、「公共」や「倫理」のなかでプラトンが哲人政治を理想としたその背景を「世界史探究」で深く学ぶといった事例も考えられる。

## 3 おわりに

ここまで、具体的な実践内容の紹介とそこに込められた意図や仕掛けについて解説してきたが、読者の皆様には本論考のタイトルである「重層的な学び」ということばが意味するところをご理解いただけたのではないだろうか。本事例では、〈ギリシアーローマ〉という地域のつながり、〈教師の問いー生徒の問い〉という授業参加者のつながり、〈過

去ー現在〉という時間軸のつながり、〈歴史総合ー世界史探究〉という科目間のカリキュラムのつながりを意識してデザインした単元構成について紹介してきた。こうした授業を構成する様々な要素の層が重なり合ってきた学びのデザインを「重層的な学び」と表現した。このような「重層的な学び」は、要素が複雑に絡み合うため自然と深い学びへと誘うことになると思う。本実践報告では生徒の実際の記述や学びの実態を十分には紹介することができなかった。哲学対話の談話分析やそこで生起する学びについてはまた別の機会に論考にまとめられたらと考えている。

授業とは教科書の内容をわかりやすく生徒に伝達するだけの営みではない。教師は学習指導要領や自身の信念、目の前の生徒の状況など様々な要素を踏まえ、「ゲートキーパー」として自身の実践を開発していく存在である。また、一度授業を開発すればそれで完成というわけでもなく、「反省的实践家」として絶えず自身の実践を振り返り、改善を重ねていく存在でもある。教師が考えるべき授業の要素は多岐にわたるが、それはまた授業には大いなる可能性があることを示していると言える。本実践も筆者の完成形では決してなく、まだまだ多くの課題を抱えた未熟なものである。本実践報告が読者の皆様のさらなる実践開発の一助となれば幸いであるとともに、私自身もまた様々なご指摘やご意見をいただいて実践を磨いていきたいと思う。

### ■参考文献・資料

- ・文部科学省(2018)「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編
- ・第一学習社『グローバルワイド最新世界史図表』
- ・斎藤忍随(1997)『プラトン』pp.269-281、講談社学術文庫
- ・豊田光世(2020)『p4cの授業デザイン 共に考える探究と対話の時間のつくり方』明治図書
- ・渡部竜也(2019)『歴史総合パートナーズ9 Doing History:歴史で私たちは何ができるか?』清水書院
- ・秋田喜代美、藤江康彦(2010)『授業研究と学習過程』放送大学教育振興会
- ・佐藤学(1996)『教育方法学』岩波書店

### 1 はじめに

2015年に成立した公職選挙権法の改正法による選挙権年齢の引き下げから間もなく10年が経とうとしている。もともと、選挙権年齢の引き下げは、より多くの若い世代の意見を反映していくことを意図して実現したものであるが、果たして現代の日本社会は若者の意見を反映できているのだろうか。そもそも、10代の有権者やこれから有権者となる者たちは、意見を反映したいと思っているのだろうか。国政選挙における投票率を見る限り、若者の積極的な意思はあまり感じない。まさにこれから有権者となる高校生を教育する身として危機感を感じている。

そこで改めて教育基本法第14条を確認してみたい。第14条第1項は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とされている。これについて、筆者は次のように理解している。「政治制度や現代社会の課題の理解、そして政治に対するそれぞれの思いをもって、政治を多面的・多角的に考察し判断し、それぞれの行動に反映させる、という機会を教育者は提供しなければならない」と。そして、政治教育の最前線ともいえる公民の教科書を開いてみると、政治制度のことや現代社会の課題を取り上げようとしていることがうかがえる。しかし、実際にどの政党が、どのような主張をしているのか、各政党の主張の違いは何かということまで記述しているものはあまり見ない。これで、生徒たちが有権者となった際、どの政党(候補者)に投票しようと考えられるだろうか。例えるならば、野球やサッカーのルールだけ学んだが、どのような球団やクラブがあり、どんな選手がいるかを知らないまま試合を観ると言われているようなものではないだろうか。それで興味をもてるだろうか。教育基本法第14条を実質化し、より多くの国民が良識をもって政治に参加していくため、現代の社会問題と政党(候補者)の主張とを組み合わせる必要があるのではないだろうか。

一方で、教育基本法第14条には、第2項がある。第2項では「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とされている。いわゆる「政治的中立」<sup>1)</sup>という考え方である。これは、生徒が自ら考え、判断する力を健全に育むうえでとても重要な原則である。しかしながら、これが教育現場に政治的事象をもち込むことを難しくしている。「何をしたら法律に触れてしまうのか」「中立を保つためには、扱う主張の数やその内容の程度はどうしたらよいか」「どうやって教材研究をしたらよいのだろうか」など、教育現場において悩む教員は少なくないはずである。

そこで筆者は、ポートマッチ(vote match)というサービスに注目した。ポートマッチは、選挙の際に立候補者が回答したアンケートと同じ質問に答えることで、利用者と政党や立候補者の政策に対する考え方がどれだけ一致しているかを、数値化して知ることができるサービスである。例えば、「消費税を10%からさらに引き上げること」や「選択的夫婦別姓制度を導入すること」などについて賛成か反対かなどを選択していくと、「〇〇党(〇〇候補者)とは△%意見が一致しています」といった形で一致度がわかる。さらに、それぞれのテーマで各政党(各候補者)との意見の一致度を確認することもできる。

このようにポートマッチでは、選挙で争点となるような現代社会の諸課題とそれに対する各政党(各候補者)の立場や意見について知ることができるため、先に述べてきた現在の政治教育の課題を解決するのに有用であると考えられる。加えて、各政党(各候補者)との一致度が出てくるのは、占いや性格診断のような感覚で面白く、各政党(各候補者)を知るよいきっかけとなりうるのではないだろうかと思う。これが、筆者がポートマッチに注目した理由である。

この度、寄稿する機会をいただいたので、筆者が2022、2023年度に教職大学院で行った実践と、2023年度に本校で実施した実践から、授業でポートマッチをどのように活用することができるか、それにはどのような利点・課題があるのかについて紹介したい。

### 2 実践内容

#### ■ (1) 実践① 生徒のポートマッチの利用と教材準備への応用

これから紹介するものは、2022年度に行った山梨県にある公立中学校の3年生の公民的分野での授業実践である。教職大学院の教育実習プログラムの一環での実践であるため、実習校との兼ね合いもあり、2時間で行った。

実践①で行ったことは、主に次の2つである。

- (1) 生徒にポートマッチを利用させ、政治家・政党との意見のつながり(距離感)が見えるようにする。
- (2) ポートマッチで扱われたテーマのうちの1つ(今回は「憲法第9条に自衛隊の存在を明記すべきか」)について、各政党の賛成・反対理由、クラスメイトの意見を確認し、理解を深め、自分の意見を形成する。

(1) で使用したポートマッチは、2021年の衆院選に際して毎日新聞社が作成した「えらぼーと」というものである。これは、各政党・各候補者との一致度、質問ごとの比較が見やすいため利用した。

(2) では、各政党の賛成・反対の理由を載せたプリントを作成する際に、選挙や政治情報について扱う「選挙ドットコム」というサイトで公開されている「投票マッチング」というポートマッチを利用した。このポートマッチでは各政党との一致度だけでなく、質問ごとに各政党の回答理由を文章で確認することができる。そのため、生徒が賛成・反対のそれぞれの意見を確認し、自分の意見を明確にしたり、改めたりすることを促す教材として応用することができる。今回は、「えらぼ一と」でも「投票マッチング」でも扱われている「憲法第9条に自衛隊の存在を明記すべきか」<sup>2)</sup>というテーマについての各政党の回答理由を引用し、賛成・反対・中立の三者の意見を整理し、プリントにして生徒に配布した。

## ■結果と考察■

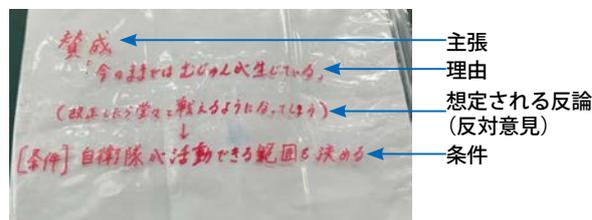
**実践①**は、授業の前後で実施したアンケート調査と、生徒が「憲法第9条に自衛隊の存在を明記すべきか」について意見を記述したワークシートをもとに分析を行った。結果として、政治への関心の高まり、現代社会の諸課題自体の認識、各政党の主張の理解にポジティブな影響があったことが確認できた。

また、生徒がポートマッチを利用した感想(図1)から、ポートマッチが生徒たちの政治への関心を高めたり、さらに生徒が自分で考えてみようとするきっかけとなっていたりすることがうかがえた。一方で、ポートマッチの質問が難しく、回答するのが大変だったという感想も見られた。国会で議論され、社会においても意見が割れるようなことであるため、回答するのが難しく当たり前である。むしろこの難しさに出会うことができるのがポートマッチの価値であると考えられる。しかし、質問文が難しくて全く考えることができないのは、生徒の政治に対する無力感を生む可能性もあるため望ましくない。ポートマッチはいくつか公開されているため、生徒の実態や指導意図に応じて、簡単なものを利用させたり、テーマを絞って利用させたりするなど工夫が必要であるだろう。何より、生徒が1つでもしっかりと自分の意見をもてるよう、日々の社会科の学習のなかで知識や理解を深める授業を工夫して行っていく必要があるといえる。

- ・自分の考えに近い党がわかったので選挙ができる年齢になったら活用して選挙をしたいと思いました。
- ・自分の知らない政党もあり少し政治に対しても興味が湧いた。
- ・質問に答えるだけで、自分にあった政党がわかるのですごくためになりました。
- ・各政党の主張と、自分の考えを照らし合わせることができて面白かったです。
- ・問題が難しかった。
- ・質問が多かったけれど各政党の考えがわかった。
- ・もっと自分の考えを深めようと思うきっかけとなりました。

▲図1 ポートマッチを利用した生徒の感想(加藤(2023)より引用)

さらに、生徒のワークシートからは、授業前よりも自分とは違う立場の(賛成派の人は反対派の、反対派の人は賛成派の)意見を踏まえて、自らの意見を形成することができていることがうかがえ、(2)で「投票マッチング」を利用したプリントを作成したことが生徒の政治的教養を深めるのに一役買っていると考えた。また**実践①**の(2)で用いたワークシートはツールミン図式<sup>3)</sup>を応用したものを使用し、これが生徒の思考を促した側面もある。



▲図2 生徒達が授業内で発表した意見例(加藤(2023)より引用)

## ■(2) 実践② 生徒が甲府市議会議員版のポートマッチを作成する

次に紹介するのは、2023年度に行った山梨県甲府市にある公立高校の2年生の「公共」の授業での実践である。**実践①**と同じく、教職大学院の教育実習プログラムの一環での実践であるため、実習校との兼ね合いで、2時間で行った。

先に述べたように、ポートマッチは教育基本法第14条第2項に配慮したサービスであると捉えることができるが、完全に偏りが無いとは言えない。なぜならポートマッチは作成者が設定した質問次第で一致する政党(候補者)が変わりうるためである。

そこで、**実践②**では、生徒自身がポートマッチに潜む政治的な偏りの可能性を理解し、それを自覚してポートマッチを活用できるようになることを目的とした。そこで、2つのクラスで生徒自身が質問を考えたポートマッチを作成させ、できあがったポートマッチを比較させようと考えた。さらに、半年前に統一地方選挙があったことや、地方議員版のポートマッチがあまり作成されていないことを理由に、学校の位置する甲府市の市議会議員を題材にポートマッチを作成することにした。なお、**実践②**で行ったことは、主に次の4つである。

- (1) 甲府市議会議員版のポートマッチをつくるために、生徒が市議会議員に質問する内容を考える。(4～5名のグループにつき、1つのテーマ(例:「防災」「観光」など)について調べ、質問内容を決める)
- (2) できた質問を筆者が市議会議員に届け、回答をいただく。いただいた回答を筆者がGoogle スプレッドシートなどで整理し、ポートマッチにする。<sup>4)</sup>
- (3) できたポートマッチを生徒が利用する。自分たちが作成した質問に基づくポートマッチとそうでないポートマッチの結果を比較する。
- (4) ポートマッチを作成することや、活用することの利点・問題点・懸念点について他の生徒と意見交換する。

|    |     | Ⅱ組   |    | D     |    | J     |    | M     |    |    |
|----|-----|------|----|-------|----|-------|----|-------|----|----|
|    |     |      |    | 70.0% |    | 70.0% |    | 70.0% |    |    |
|    |     |      |    | 3     | 4  | 9     | 10 | 13    | 16 | 17 |
|    |     | 議員名  | C  | D     | I  | J     | M  | P     | Q  | R  |
| 質問 | 回答権 | 名前の記 | OK | OK    | NG | OK    | OK | OK    | OK | OK |
| ①  | 1   | ①    | 1  | 2     | 2  | 1     | 1  | 2     | 2  |    |
| ②  | 2   | ②    | 2  | 2     | 5  | 2     | 2  | 2     | 5  |    |
| ③  | 1   | ③    | 3  | 1     | 1  | 1     | 1  | 1     | 1  |    |
| ④  | 3   | ④    | 4  | 3     | 2  | 2     | 3  | 2     | 1  |    |
| ⑤  | 3   | ⑤    | 3  | 3     | 3  | 1     | 3  | 3     | 3  |    |
| ⑥  | 2   | ⑥    | 1  | 2     | 1  | 2     | 2  | 2     | 2  |    |
| ⑦  | 4   | ⑦    | 5  | 2     | 1  | 1     | 3  | 1     | 3  |    |
| ⑧  | 1   | ⑧    | 1  | 1     | 2  | 1     | 1  | 3     | 1  |    |
| ⑨  | 3   | ⑨    | 1  | 2     | 1  | 3     | 2  | 3     | 3  |    |
| ⑩  | 4   | ⑩    | 4  | 4     | 3  | 4     | 2  | 3     | 3  |    |

◀ 図3 スプレッドシートで作成したポートマッチの見本(加藤(2024)より引用)

|            |  | C     | D     | I     | J     | M     | P     | Q     | R     |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全体         |  | 45.0% | 55.0% | 50.0% | 45.0% | 50.0% | 50.0% | 50.0% | 30.0% |
| Ⅰ組         |  | 40.0% | 40.0% | 80.0% | 20.0% | 30.0% | 50.0% | 50.0% | 20.0% |
| Ⅱ組         |  | 50.0% | 70.0% | 20.0% | 70.0% | 70.0% | 50.0% | 50.0% | 40.0% |
| Ⅰ組とⅡ組の結果の差 |  | 10.0% | 30.0% | 60.0% | 50.0% | 40.0% | 0.0%  | 0.0%  | 20.0% |

◀ 図4 結果の比較に使用する表の見本(加藤(2024)より引用)

### ■結果と考察■

作成した2つのポートマッチの質問に答えて、マッチした人物に違いがあった生徒は128名中114名(約89%)であった。生徒のなかには、同一市議の一致度が70%も違っていたものもいた。この結果から、「ポートマッチは鵜呑みにしてはいけないのかもしれない」という気づきを多くの生徒に促した。さらに、生徒からは「一致しなかった人に対して批判的になり、違う意見に目を向けられなくなる」「一問一答で答えられるようなものばかりではない」「現実味のある選択肢(質問)をつくることは難しい」などの意見が挙がり、ポートマッチの問題性について多くの気づきがあったことがうかがえた。

また、ポートマッチを作成した生徒は、作成していない生徒と比べて、授業後に甲府市の現状などについて情報を集めていた生徒の割合が多かったことも分かった。ポートマッチを作成することは、利用するだけよりも政治に対する関心を高めることが期待できるのかもしれない。

一方、課題点も見つかった。1つは、甲府市の現状と課題、対応策について事前の準備が不十分だったことである。授業のなかで生徒たちが調べる時間が数十分しかなく、明らかに準備不足であった。なお、事前に筆者が市の現状を調べて提示していたが、生徒は質問をつくるのが難しかった。そのことから、しっかりとした質問を作成するためには、調べるための十分な時間を確保するだけでなく、テーマを絞ったり、専門家の力を借りたりする必要があるかと思われる。

もう1つは、なぜ違う意見になったのかを知る機会を確保すべきであったということである。実践②では、ポートマッチを作成するところが主な目的となり結果の比較をして終わりにしてしまっていたが、本来は生徒が政治的教養(実践②では甲府市の政治的課題と各政治家の立場を知ること)を身につけるようにすることが重要である。なぜクラスの人と違う意見なのか、なぜこの市議とは意見が同じで、あの市議とは意見が違うのかを確認すべきなのである。そ

のため、クラス内で議論をする機会や、実践①で取り上げた「選挙ドットコム」の「投票マッチング」のように、各市議がなぜその理由を選んだかを事前にアンケート調査のなかに取り入れるべきであったと振り返る。

### ■(3) 実践③ 生徒が国政政党のポートマッチを作成する

最後に紹介する実践は、非常勤講師をしていた2023年度に本校にて行った実践である。本校は山梨県にある私立高校で、普通科のなかに7つのコース、航空科のなかに3つのコースがあり、生徒それぞれの個性や進路に応じた教育活動を行っている。実践③で実施したのは普通科の特進クラスの1年生の「公共」の授業である。特進クラスではあるが、多くの生徒は全国大会に出場するような部活動に所属し、勉強と部活動の両立をめざしている。

実践は、冬休みを挟んで2時間で行った。

「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編」(平成30年7月)を見ると、大項目「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の知識技能にかかわる事項の(エ)で以下のように記述されている。

現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

実践③は、以上のような技能を育むことを主目的に据えながら、現代の社会問題と政党(候補者)の主張とを組み合わせることをねらって行った実践である。なお、実践③で行ったことは、主に次の6つである。

- (1) 架空の政党を用いた政党比較を行う。
- (2) 冬休みに入る前の授業で4人1組のグループをつくり、グループのなかで1人1つ考えたいテーマを選ぶ。その際、次の14のテーマからグループ内で被らないように選ぶ(景気対策、子育て、教育、コロナ対策、医療・介護、雇用対策、年金、財政再建、男女平等・ジェンダー、消費税、憲法改正、外交・防衛、防災、原発・エネルギー)。<sup>5)</sup>

- (3) グループで扱う国政政党を4つ決める。
- (4) (2) で選んだテーマについて、(3) で選んだ4つの政党がどのような政策を主張しているのかを各党のマニフェストなどを中心に調べ、まとめる。(授業中にまとめられていない分は冬休みの課題に)
- (5) 筆者が用意したスプレッドシートにまとめてきたことを入力し、ポートマッチにする。
- (6) 自分たちの作成したポートマッチや他のグループが作成したポートマッチを利用する。

日付 / 番号 \_\_\_\_\_ 名前 \_\_\_\_\_

**オリジナルポートマッチをつくってみよう!!! (冬休みの宿題プリント)**

課題1: 自分が調べたいテーマを選択しよう。(グループの人と被らないように)

【テーマ一覧】  
「景気対策」「子育て」「教育」「コロナ対策」「医療・介護」「雇用対策」「年金」  
「財政再建」「男女平等・ジェンダー」「消費税」「憲法改正」「外交・防衛」  
「防災」「原発・エネルギー」

課題2: 各グループで調べる政党を決定しよう。(特に調べたい党があれば適当でOK)

【国政政党一覧】  
「自由民主党」「公明党」「立憲民主党」「国民民主党」「日本維新の会」  
「れいわ新選組」「日本共産党」「政治家女子48党(旧N党)」  
「社会民主党」「参政党」

課題3: 各政党のホームページなどを検索し、課題1で選択したあなたのテーマに関する各政党の主張をまとめよう。

| 課題1: あなたが調べたテーマ | 課題3: あなたが調べたことを下にまとめよう。<br>(左に書いた政党に対応させてください) |
|-----------------|--|
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |
|                 |  |

**▲図5 実践③のワークシート**

まず、(1) では、架空の政党の「教育」や「消費税」などのテーマごとの主張を見て、自分だったらどの政党に投票するか、ということ課題として設定している教科書があり、それを参考に実施した。そこから、生徒に政党比較するとどのようなことか、政策をどのように見たらよいか、などをイメージしてもらった。(2)以降で、4人で4つのテーマ、4つの政党を調べることにするのは、(1)で参考にしたものと同じ構成にして、生徒の課題への取り組みやすさを優先したためである。また、そうはいつでも、実際に投票をする際、政策について調べたりすることができるのは、自分の興味のあるテーマやいくつかの政党ではないだろうか。そう考えると、この方法は、誠実に自分で投票先を決めるといふことの現実的な手法であると思われる。

さらに、(4)で政党ごとでなく、テーマごとに調べさせるのも工夫した点である。テーマごとに調べることで各政党を比較しやすく、各政党の主張の特徴に気づきやすくな

る。また、政党ごとに調べることにすると、たまたま担当した政党に偏って目がいってしまい、政党の扱いのバランスが気になる。幅広い政党に目を向けてもらいたいという意図とは離れるのでこのような扱いとした。

この授業では、結果としてほとんどのグループでまとめてきたことを比較し、4つのテーマで選ぶとしたらどの政党がよいかという活動を成り立たせることはでき、「様々な政党の主張の違いがわかった」「友人とそれについて話をするのが面白かった」という感想をもつ生徒が多かった。しかし、できあがったものを見るとまだまだ改善する必要があると感じる。

まず、各政党の主張を精査して、他党と比較するのに必要な情報を整理できていない生徒が何名も見られた。争点を探し出すには、各政党で意見が割れているもの、逆に共通していることを整理しなくてはならない。また、ひとえに「教育」というテーマにしても様々な争点がある。「奨学金制度」「女子の理系選択」「教員不足」などのテーマがある。あらかじめ、そのテーマに関係する具体的な社会的課題を整理しておくことも、生徒がまとめる際の手助けになったかと思う。次に行う際には改善していきたい。

さらに、生徒が調べることにしたテーマや政党に偏りがあつたことも気になった。テーマでは「雇用対策」「財政再建」「男女平等・ジェンダー」「憲法改正」「原発・エネルギー」を誰も選択しておらず、一方で一番選択するものが多かったテーマは「消費税」であった。政党でも、全く選択されない政党と、たくさん選択された政党があり偏りが見られた。生徒の興味関心に基づいて取り組ませるのは、生徒の意欲を高めるなどのよい面もあるかもしれないが、教育基本法第14条第2項のことを鑑みるとよいとは言にくいのではないだろうか。あらかじめ、各テーマ、各政党がバランスよく扱われるよう配慮をする必要があつたと振り返る。

**3 おわりに**

以上、筆者がこれまでに行ってきたポートマッチの活用事例を紹介してきた。教育基本法第14条を実質化していくための授業を行うためには、ポートマッチが有効である。そして、ポートマッチを使ったどの授業でも、生徒たちは興味をもつ姿がみられた。「近くの席の人と話さない」と指示しなくとも、自然と「誰とマッチしてた?」「この政策は何?」「どういう意味?」「〇〇も質問にいれるべきでは?」「この人が私の推し!」など、政治にかかわる会話が自然と生まれていた。筆者はこういった光景が学校に限らず、社会で自然に生まれていったらと期待している(立場や能力に差がある場合は主張の押し付けにならないよう配慮が必要であるが)。

また、これまでの実践の改善を行っていくとともに、新たに、ポートマッチを年間計画や単元計画に活用しようと考えている。ポートマッチを利用するためには、扱われている個々のテーマについて深い理解が必要である。それは政治の単元だけでは育むことができない。そして公民科目

だけでなく、地歴科目とも見通しを立てて指導を計画していく必要がある<sup>6)</sup>。そのため、ポートマッチで扱われているテーマを確認し、それぞれに関してどの単元のどの内容を扱う授業の時に理解を深めることができるか、整理しておきたい。さらに、教員だけでなく生徒にとっても、その学習をする切実性が生まれ、学ぶ意義の1つにつなげることもできると思われる。すべてが現実社会の課題とつながっているわけではないが、そういった活用も検討している。

最後に、筆者はこれまで、ポートマッチを活用した授業実践があまり見つからないなかで模索しながら実践を重ねてきた。そのため筆者の実践は、まだまだ至らぬ点が多いが、今回紹介した実践が誰かの参考になり、ポートマッチを使ってみようというきっかけになったのであれば幸いである。教育基本法第14条は第1項があつての第2項である。政治的なことを授業で扱うことにためらいや不安がある先生方、まずはポートマッチを使ってみることからはじめてみてはいかがだろうか。

### ■備考

実践①②は山梨大学教職大学院教育実践研究報告書にて報告したものである。授業や結果の詳細についてはそちらを参照されたい。

### ■注

- 1) 筆者は、対立するどちらの側にも味方しないといった意味を含む「中立」ではなく、2つ以上の物事の間で、力などの釣り合いがとれているというニュアンスを含む「均衡」ということばを用いたほうがいいのではないかと考えている。
- 2) 「憲法第9条に自衛隊の存在を明記すべきか」というテーマを選んだ理由はほかにもある。これまでの社会科の授業で扱ってきた内容に関連し、最も予備知識があり、生徒にとって意見を深めやすいテーマであると考えたためである。特に、公民的分野の平和主義の学習では、集団的自衛権について賛成か反対かを考える授業が行われていた。
- 3) ある主張(今回の場合「賛成」か「反対」か)をするにあたって、それを支える具体的な事実やデータ、論拠(理由)などを構造的に整理していく図式のこと。
- 4) 「ポートマッチにする」とは、関数などを用いて自分の回答が何%各議員と同じだったかをわかりやすくみられるものをスプレッドシート上で作ったということである。詳しくは参考資料のリンク・二次元コードを参照。
- 5) このテーマは、明るい選挙推進協会資料より投票の際に考慮した問題について紹介した教科書の記述を参考に設定した。
- 6) 可能であればすべての教科で確認できたらと思う。例えば、原発のことやAIに関するようなことは理科や情報のような科目の知識が必要であったり、スポーツや健康などのテーマでは保健体育の知見が関連したりするはずである。

### ■参考文献・資料

- ・加藤輝 (2023) 『ポートマッチとトゥールミン図式を活用した政治的リテラシー育成の実証—中学校社会科の憲法9条学習を通して—』山梨大学教職大学院令和4年度教育実践研究報告書、pp.170-177
- ・加藤輝 (2024) 『甲府市議会議員へのアンケート調査に基づくポートマッチ作成の実証研究—これからの有権者の選挙リテラシーとは—』山梨大学教職大学院令和5年度教育実践研究報告書、pp.331-338
- ・選挙ドットコム 『投票マッチング2022 参議院選挙』 <https://sangiin.go2senkyo.com/votematches/> (2024年10月9日 最終閲覧)
- ・総務省 HP 『国政選挙の投票率の推移について』のページ [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/ritu/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html) (2024年10月9日 最終閲覧)
- ・第一学習社『高等学校 新公共』(公共711)
- ・毎日新聞 『毎日新聞ポートマッチ 参院選 えらぼーと2022』 <https://vote.mainichi.jp/26san/> (2024年10月9日 最終閲覧)
- ・峯川浩一・斎藤周 (2020) 『高校における主権者教育実施の課題と政治的中立性』群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編第69巻
- ・文部科学省 (2018) 「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編 平成30年7月」
- ・文部科学省 HP 『第8条(政治教育)』のページ、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/004/a004\\_08.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_08.htm) (2024年10月9日 最終閲覧)

実践②で作成されたポートマッチのスプレッドシート (閲覧配布用)



\* デジタル版あり マークのついた書籍はデジタル版も発行(別売)

## 地理

### 地理総合、地理探究

デジタル版あり



#### CONNECT 地理総合

AB判 160頁  
税込価格 748円  
(680円+税)

#### 最新地理図表 GEO

AB判 288頁  
税込価格 1,034円  
(940円+税)  
★別冊「地理ワークノート」付

デジタル版あり



## 歴史

### 歴史総合、世界史探究、日本史探究

デジタル版あり



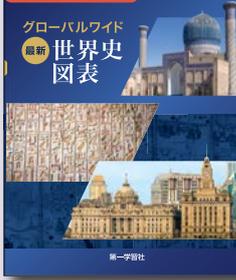
#### ダイアローグ 歴史総合

AB判 176頁  
税込価格 781円  
(710円+税)

#### グローバルワイド 最新世界史図表

AB判 368頁  
税込価格 1,023円  
(930円+税)  
★別冊「グローバルワイド最新世界史図表白地図ワーク」付

デジタル版あり



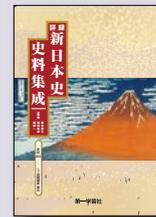
デジタル版あり



#### 最新日本史図表

AB判 400頁  
税込価格 1,023円  
(930円+税)  
★別冊「日本史重要史料 215」付

### 日本史史料集



#### 詳録新日本史 史料集成

A5判 480頁  
税込価格 957円  
(870円+税)

## 公民

### 公共、政治・経済

デジタル版あり



#### 最新公共資料集

B5判 384頁  
税込価格 1,023円  
(930円+税)

デジタル版あり



#### クローズアップ公共

AB判 288頁  
税込価格 946円  
(860円+税)

デジタル版あり



#### 最新政治・経済 資料集

B5判 416頁  
税込価格 1,034円  
(940円+税)

### 入試対策問題集



#### ステップアップ 公共、政治・経済

B5判 192頁  
税込価格 935円 (850円+税)  
★別冊解答付 (B5判 96頁)

### 倫理

デジタル版あり



#### テオリア 最新倫理資料集

B5判 336頁  
税込価格 979円  
(890円+税)

地歴・公民最新資料 第2号



みつめたい教育と未来

## 第一学習社

2024年10月22日発行

広島：〒733-8521 広島市西区横川新町7番14号  
東京：〒113-0021 東京都文京区本駒込5丁目16番7号  
大阪：〒564-0052 吹田市広芝町8番24号

☎ 082-234-6800  
☎ 03-5834-2530  
☎ 06-6380-1391

札幌：☎ 011-811-1848 仙台：☎ 022-271-5313 新潟：☎ 025-290-6077  
つくば：☎ 029-853-1080 横浜：☎ 045-953-6191 金沢：☎ 076-276-4050  
名古屋：☎ 052-769-1339 神戸：☎ 078-937-0255 広島：☎ 082-222-8565  
福岡：☎ 092-771-1651 鹿児島：☎ 099-227-7801 沖縄：☎ 098-896-0085